

# 宿毛市地域防災計画

(震災対策編)

平成 26 年 6 月 (全部改訂)

平成 27 年 2 月 (一部改訂)

平成 28 年 5 月 (一部改訂)

平成 29 年 3 月 (一部改訂)

平成 31 年 2 月 (一部改訂)

令和 2 年 3 月 (一部改訂)

令和 5 年 3 月 (一部改訂)

宿 毛 市



# 目次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| <b>第1編 総則</b> .....        | 1  |
| <b>第1章 計画の概要</b> .....     | 1  |
| 第1節 計画の目的.....             | 1  |
| 第2節 計画の構成と性格.....          | 1  |
| 第3節 重点を置くべき事項.....         | 4  |
| 第4節 計画の修正.....             | 4  |
| 第5節 用語の定義.....             | 4  |
| <b>第2章 災害の特徴</b> .....     | 5  |
| 第1節 南海トラフを震源とする地震.....     | 5  |
| 第2節 南海トラフ地震臨時情報.....       | 9  |
| 第3節 日向灘を震源とする地震.....       | 9  |
| 第4節 海外など遠隔地で発生した地震.....    | 9  |
| 第5節 過去に発生した南海大地震の概要.....   | 10 |
| <b>第3章 被害想定等</b> .....     | 11 |
| 第1節 被害想定概説.....            | 11 |
| 第2節 宿毛市における被害想定.....       | 12 |
| <b>第2編 災害予防対策</b> .....    | 13 |
| <b>第1章 地域防災体制の確立</b> ..... | 14 |
| 第1節 防災まちづくり.....           | 14 |
| 第2節 防災知識の日常化.....          | 18 |
| 第3節 防災訓練の実施.....           | 19 |
| <b>第2章 予防対策の推進</b> .....   | 20 |
| 第1節 整備計画.....              | 20 |
| 第2節 火災予防計画.....            | 21 |
| 第3節 津波災害予防計画.....          | 23 |
| 第4節 危険物等災害予防計画.....        | 25 |
| 第5節 建築物等災害予防計画.....        | 26 |
| 第6節 地盤災害予防計画.....          | 28 |
| 第7節 公共施設災害予防計画.....        | 29 |
| 第8節 緊急輸送計画.....            | 33 |
| 第9節 避難計画.....              | 34 |

|  |           |
|--|-----------|
| <b>第3章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応</b> .....               | <b>40</b> |
| 第1節 基本方針.....                                      | 40        |
| 第2節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合.....                  | 40        |
| 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における<br>災害応急対策..... | 40        |
| 第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における<br>災害応急対策..... | 45        |
| <b>第3編 災害応急対策</b> .....                            | <b>47</b> |
| <b>第1章 動員計画</b> .....                              | <b>48</b> |
| 第1節 配備基準.....                                      | 48        |
| <b>第2章 情報収集伝達計画</b> .....                          | <b>49</b> |
| <b>第3章 避難誘導及び収容計画</b> .....                        | <b>53</b> |
| <b>第4章 救出計画</b> .....                              | <b>53</b> |
| <b>第5章 二次災害の防止</b> .....                           | <b>54</b> |
| 第1節 震災消防活動.....                                    | 54        |
| 第2節 余震、降雨等に伴う二次災害の防止.....                          | 54        |
| 第3節 ため池施設災害応急対策.....                               | 55        |
| <b>第4編 災害復旧・復興対策</b> .....                         | <b>56</b> |
| <b>第5編 重点的な取り組み</b> .....                          | <b>57</b> |
| <b>第1章 命を守る対策</b> .....                            | <b>58</b> |
| 第1節 強い揺れから身を守る対策.....                              | 58        |
| 第2節 津波から避難する対策.....                                | 59        |
| 第3節 南海トラフ地震臨時情報への対応.....                           | 60        |
| <b>第2章 命をつなぐ対策</b> .....                           | <b>61</b> |
| 第1節 応急対策活動体制等の整備.....                              | 61        |
| 第2節 応急避難体制等の整備.....                                | 61        |
| 第3節 避難所等の整備.....                                   | 61        |

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 第3章 生活を立ち上げる対策.....     | 62 |
| 第1節 まちづくり.....          | 62 |
| 第2節 暮らしの再建.....         | 62 |
| 第4章 震災に強い人・地域づくり対策..... | 63 |

# 第1編 総則

## 第1章 計画の概要

### 第1節 計画の目的

○この計画は、本市の地域にかかる震災対策を適切に行うため、次の事項を定めて、地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から守り、災害の拡大防止と被害の軽減に努めることを目的とする。

ア 市の処理すべき事務

イ 防災施設の整備、防災教育、防災訓練及びその他災害予防に関すること

ウ 災害の拡大を防止するための災害応急対策に関すること

エ 重点的な取り組みに関すること

オ その他災害に関して必要なこと

※災害復旧に関することについては、「一般対策編」に記載している。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震対策特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

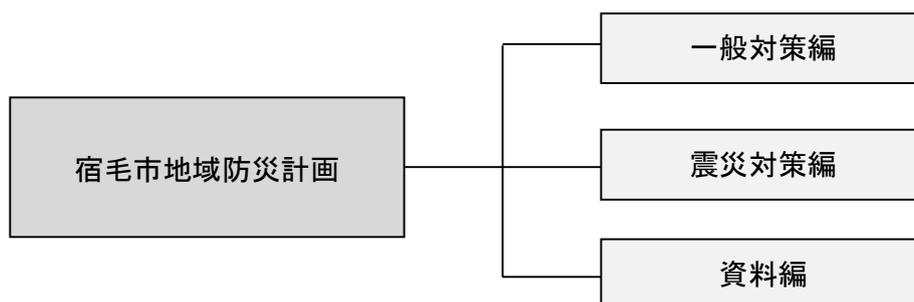
### 第2節 計画の構成と性格

#### （1）宿毛市地域防災計画の構成

○宿毛市地域防災計画は、各種災害に対処するために基本的、かつ総合的な計画として、風水害対策を中心とした「一般対策編」と、個別災害対策として「震災対策編」、「資料編」の3編から構成されている。

※南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく「東南海・南海地震防災対策推進計画編」は、本改訂（平成26年6月の改訂）に伴い、震災対策編に統合した。

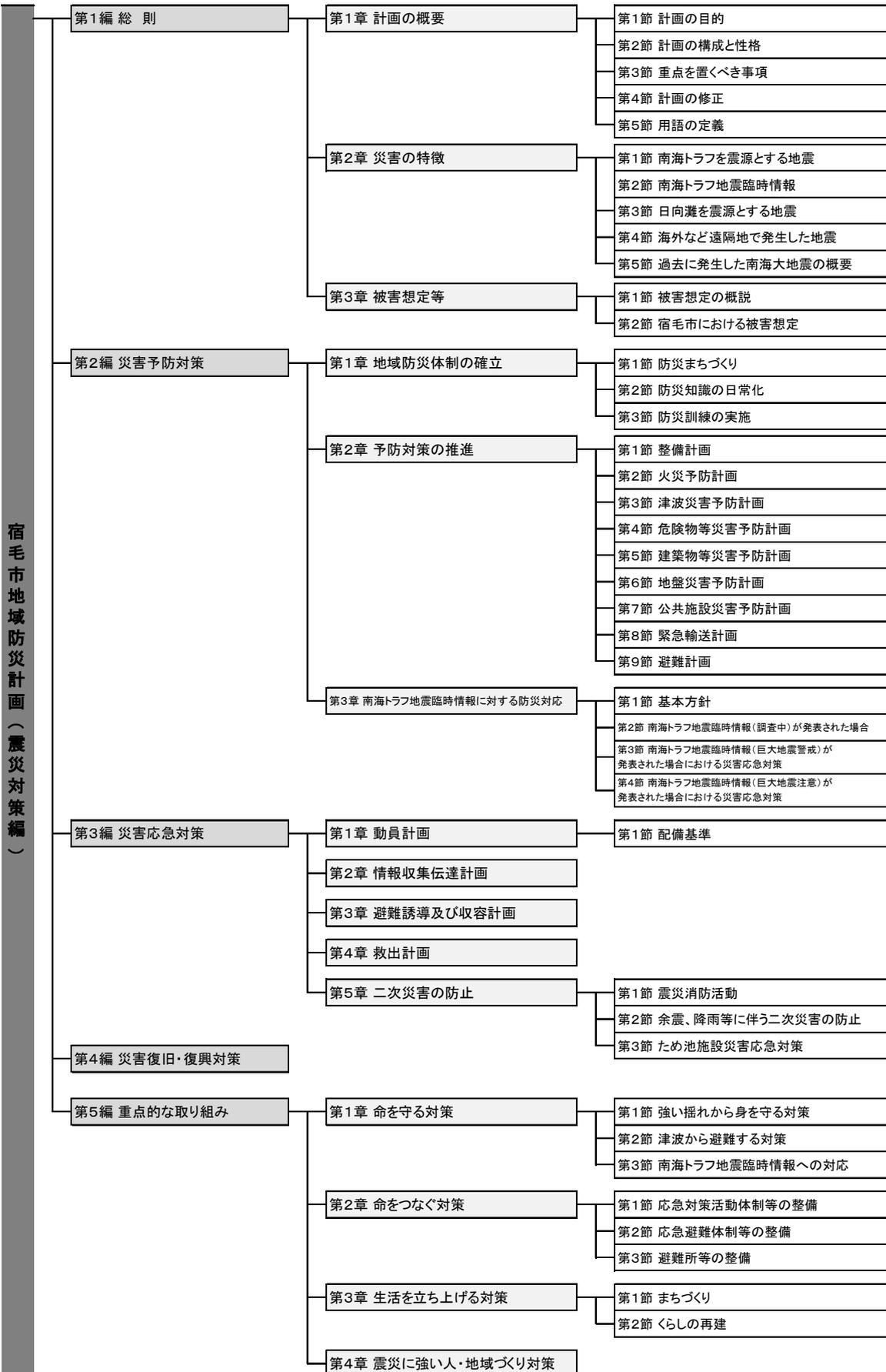
#### 《宿毛市地域防災計画の構成》



## (2) 震災対策編の構成と性格

- 「震災対策編」は、各種地震災害に関して、本市が行うべき各種防災対策を系列的に計画し、市各部署、関係機関等における防災対策並びに諸活動に関する基本体系として構成したものである。
- 「震災対策編」については、「一般対策編」と内容的に重複するところが多く、重複する内容については「一般対策編」のみに記載するものとした。このため、「震災対策編」に定めがない事項については、「一般対策編」に定めるところによるものとする。
- 「震災対策編」は「高知県地域防災計画（震災対策編）」との整合性、関連性を有するものとする。

《震災対策編の構成》



### 第3節 重点を置くべき事項

- 本市は南海トラフを震源とする地震に、おおむね90年～150年の周期で繰り返し襲われており、地震による家屋の倒壊や津波により、多大な人命及び財産を失っている。
- このため、本市においては、「生命の安全確保」を最優先に考え、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、建築物の耐震対策、津波避難対策、人づくり・地域づくり対策について、ソフト対策を優先しながら、ソフト対策を補完するものとして効果的なハード対策を推進し、減災に向けた施策の一層の充実を図るものとする。
- 過去に発生した南海地震は、東海地震や東南海地震と同時に発生する場合のほか、数時間から数年の時間差で発生している。このため、こうした可能性を考慮するとともに、被害の広域性や地域の孤立などの災害特性なども踏まえて、対策を推進する。

### 第4節 計画の修正

- 本計画は地震に関する経験と対策の積重ね等により、随時見直されるべき性格のものであり、災害対策基本法第42条の規定に基づいて毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加える。

### 第5節 用語の定義

- 本計画における用語の定義は、次に示すとおりである。

| 用語       | 説明  |
|----------|---|
| 住民       | 市の地域に住所を有する者、他地域から市の地域に通学・通勤する者及び災害時に市の地域に滞在する者等も含める。                                 |
| 要配慮者     | 高齢者、障害者、外国人、旅行者、乳幼児、妊産婦など、防災知識の習得、災害発生時における危険の察知や迅速な行動が困難なため、身を守るために特に配慮が必要な者をいう。     |
| 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者をいう。 |
| 防災関係機関   | 国、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。  |
| 関係機関     | 防災関係機関以外でその分野における防災に関する機関をいう。   |
| 県        | 県の部局、県警察及び出先機関、教育委員会等をいう。   |
| 市（町村）    | 市（町村）の部課、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団を含む。）をいう。                                      |
| 自衛隊      | 陸上、海上及び航空自衛隊をいう。  |
| ライフライン   | 電力、ガス、上下水道及び通信の施設をいう。   |
| 避難場所     | 津波などから一時的に避難するための高台や津波避難ビル等をいう。   |
| 避難所      | 災害時に自宅が全壊した場合や、水や電気等が使用できない場合に、一定期間生活を送る建物等をいう。                                       |
| 避難路      | 避難場所へ通じる道路又は緑道等であって、避難圏域内の住民が、当該避難場所に迅速かつ安全に避難するため、又はその目的を達するために整備を行う道路等をいう。          |

## 第2章 災害の特徴

### 第1節 南海トラフを震源とする地震

○この地震は、おおむね90年～150年の周期で繰り返し発生しており、次に発生する時期や規模について、地震調査研究推進本部（令和2年1月）から下記のとおり発表されている。

| 項目           | 確率及び規模        |
|--------------|---------------|
| 今後10年以内の発生確率 | 30%程度         |
| 今後30年以内の発生確率 | 70～80%程度      |
| 今後50年以内の発生確率 | 90%程度もしくはそれ以上 |
| 規模(マグニチュード)  | 8～9クラス        |

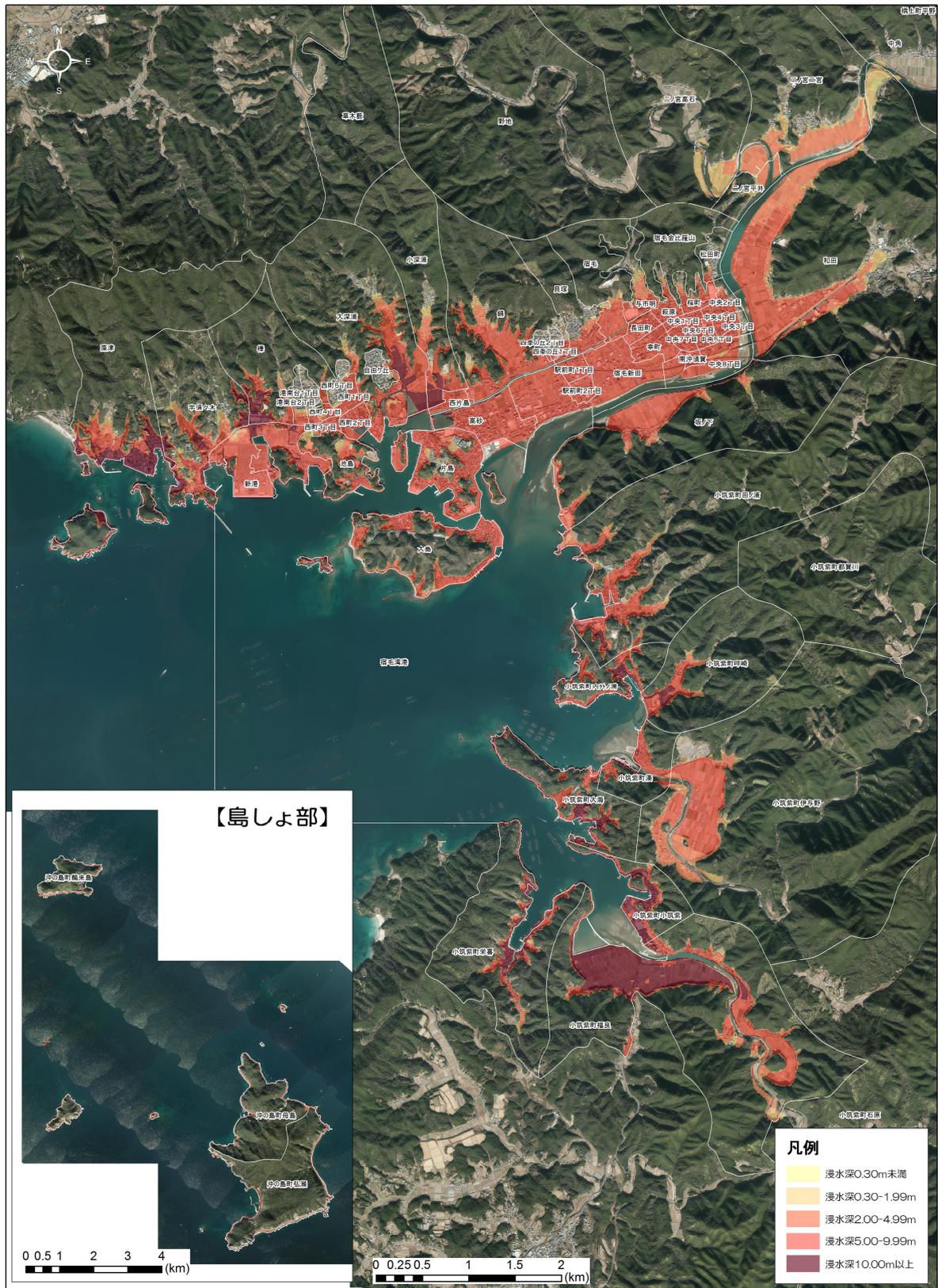
○最大クラスの地震・津波に関する予測を行った「高知県版第2段 南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」（平成24年12月10日 高知県）では、本市において震度6強の地震動が予測されている。

○地震発生後、約8分で津波高1mの津波が海岸線に到達し、海岸線での最大津波高は2.5mと予測されている。

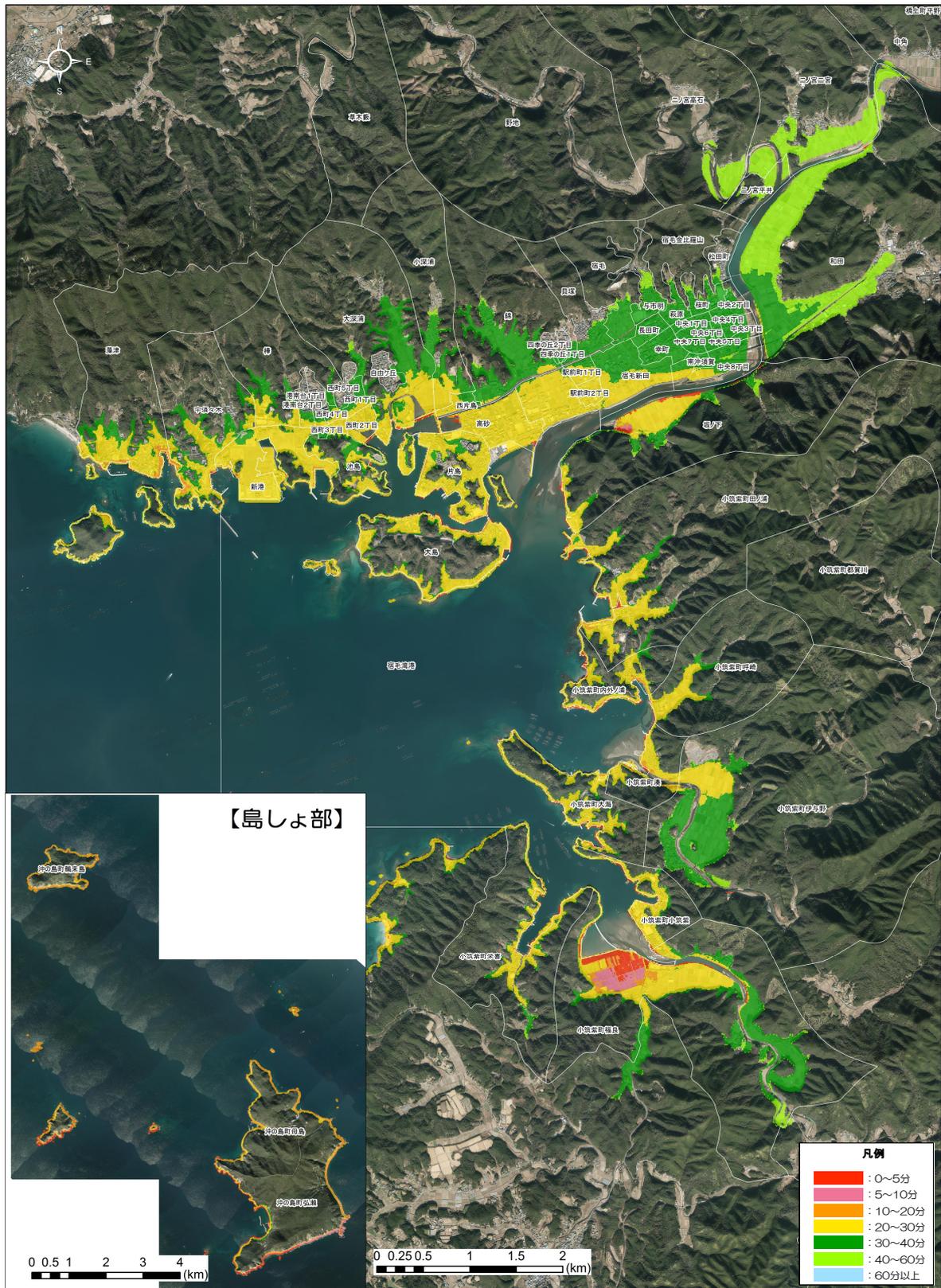
○なお、「高知県版第2段 南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」（平成24年12月10日 高知県）における、津波予測結果は次頁のとおりである。

○また、「高知県版 南海トラフ巨大地震による被害想定」（平成25年5月 高知県）では、本市は、最大2.4mの地盤沈下により、沿岸地域から市街地にかけて559haに及ぶ長期浸水が予測されている。

# 1. 津波浸水予測



## 2. 津波到達予測時間





## 第2節 南海トラフ地震臨時情報

○南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下のキーワードを付記した4つがあります。

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 南海トラフ地震臨時情報<br>(調査中)    | 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合  |
| 南海トラフ地震臨時情報<br>(巨大地震警戒) | 想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生した場合   |
| 南海トラフ地震臨時情報<br>(巨大地震注意) | 想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合(プレート境界のマグニチュード8以上の地震を除く)<br>想定震源域のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合 |
| 南海トラフ地震臨時情報<br>(調査終了)   | 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合  |

## 第3節 日向灘を震源とする地震

○次に発生する時期や規模について、地震調査研究推進本部（平成26年1月）から下記のとおり発表されている。

| 項目           | 確率及び規模 |
|--------------|--------|
| 今後10年以内の発生確率 | 5%程度   |
| 今後30年以内の発生確率 | 10%程度  |
| 今後50年以内の発生確率 | 20%程度  |
| 規模(マグニチュード)  | 7.6前後  |

○地震調査研究推進本部（平成17年9月）が公表した、日向灘の地震を想定した強振動評価では、本市では震度6弱の地震動が予測されている。

○昭和43年日向灘地震により発生した津波によって、本市においては被害が発生しており、次の日向灘を震源とする地震により発生する津波でも被害が出る可能性がある。

## 第4節 海外など遠隔地で発生した地震

○昭和35年チリ地震津波は、地震の約1日後に津波が押し寄せ、本市においても床上、床下浸水や真珠養殖場の養殖イカダなどに被害が発生した。

## 第5節 過去に発生した南海大地震の概要

| 発生年月日                 | 地震名    | 規模(M) | 被害の概要   |
|-----------------------|--------|-------|---|
| 684.11.26<br>(天武13年)  | 白鳳の地震  | 8.4   | 山くずれ、川湧き、家屋社寺の崩壊、人畜の死傷多く、津波襲来、土佐の船多数沈没、土佐で田園12km <sup>2</sup> 海中に沈む。南海トラフ沿いの巨大地震と思われる   |
| 887.8.26<br>(仁和3年)    | 仁和の地震  | 8.6   | 京都の民家官庁の倒壊多く、圧死多数。津波が沿岸を襲い溺死多数。摂津で被害最大。余震が8月末まで続いた。南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。   |
| 1099.2.22<br>(康和元年)   | 康和の地震  | 8.0   | 興福寺西金堂壊れ、大門が倒れた。土佐で田千余町皆海底に沈む。津波があったらしい。  |
| 1361.8.3<br>(正平16年)   | 正平の地震  | 8.4   | 山城、摂津より紀州熊野に至る諸堂倒壊破損多かった。津波被害は、摂津、土佐、阿波で多く阿波由岐湊で流失1,700戸、流死60人余、余震多数。南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。   |
| 1605.2.3<br>(慶長9年)    | 慶長地震   | 7.9   | 7.9震害の記録としては、淡路島、安坂村、千光寺で諸堂倒れ仏像が飛び散る。津波は、犬吠岬より九州に至り、八丈島で死者57人、三崎で溺死153人、浜名湖付近の橋本で100戸中80戸流失し、死者多く紀州西岸広村で1,700戸中700戸流失。阿波鞆浦で波高10丈、死者100人余、宍喰で波高2丈、死者1,500人余、室戸岬付近で死者400人余、九州では大隈より薩摩に大波が寄せ、死者があった。   |
| 1707.10.28<br>(宝永4年)  | 宝永地震   | 8.4   | わが国最大級の地震の一つ。全体で少なくとも死者2万、潰家6万、流失2万。震害は、東海道、伊勢湾、紀伊半島で最もひどく、津波が紀伊半島から九州までの太平洋沿岸や瀬戸内海を襲った。津波の被害は、土佐が最大、室戸、串本、御前崎で1~2m隆起し、高知市中西部の約20km <sup>2</sup> が最大2m沈下した。土佐で流家11,170、死者1,884人。波高は種崎23m(溺死者700余)、久礼25.7m。遠州灘沖及び紀伊半島沖で二つの巨大地震が同時に起こったとも考えられる。 |
| 1854.12.24<br>(安政元年)  | 安政南海地震 | 8.4   | 安政東海地震(8.4)の32時間後。被害は、近畿、中国、四国、九州、東海の一部に及び、津波は房総から九州に至る海岸を襲った。全壊20,000、半壊40,000、焼失6,000、流失15,000、死者約3,000。波高は久礼16.1m、種崎11m、宍喰5~6m。室戸、紀伊半島は南上がりの傾動を示し室戸、串本で1.2m隆起、甲浦、加太で約1.2m沈下した。   |
| 1946.12.21<br>(昭和21年) | 南海大地震  | 8.1   | 被害は、中部以西日本各地にわたり、死者1,330人、行方不明102、家屋全壊11,591、半壊23,487、流失1,451、浸水33,093、焼失2,598、船舶破損流失2,991。津波は静岡県より九州に至る海岸に来襲し、高知、三重、徳島沿岸で4~6mに達した。室戸、紀伊半島は南上がりの傾動を示し、室戸で1.27m、潮岬で0.7m上昇、須崎、甲浦で1.0m沈下。高知付近で田園15km <sup>2</sup> が海面下に没した。                      |

### 第3章 被害想定等

#### 第1節 被害想定概説

- 地震は、海洋型地震と直下型地震に分けられ、直下型地震は、陸地の真下で発生する。その真上では、激しく揺れる地震が起こり、大被害が予想される。この地震の原因となる活断層は日本各地に見られるが、高知県においてはほとんどない。
- このため、本市においては、過去幾度となく被害を受けた、海洋型地震の南海トラフ上を震源とする南海トラフ地震と日向灘を震源とする日向灘地震が想定されるが、ここではより発生確率が高く、規模の大きい、南海トラフ地震による地振動及び津波に関する被害想定を整理した。
- なお、想定する地震、津波は次のとおりである。

#### 《想定する地震及び津波》

| 区分   | 項目                      | 規模等           |
|------|-------------------------|---------------|
| 想定地震 | 震源                      | 南海トラフ上        |
|      | 規模                      | マグニチュード8～9クラス |
|      | 震度                      | 6強            |
| 想定津波 | 海岸線での最大津波高              | 2.5m          |
|      | 海岸線での津波到達時間<br>(津波高+1m) | 地震発生後8分       |

## 第2節 宿毛市における被害想定

○建物被害、人的被害については、「高知県版 南海トラフ巨大地震による被害想定概要」(平成25年5月)に基づき、次のように想定される。

### (1) 建物被害

○本市における建物の被害想定結果は次のとおりであり、全壊及び焼失棟数は6,000棟、そのうち5,800棟が津波によるものと想定されている。

○また、半壊棟数は1,700棟であり、揺れによるものが1,300棟を占めている。

(単位:棟)

| 被害要因 | 全壊及び焼失 | 半壊    |
|------|--------|-------|
| 液状化  | 10     | 70    |
| 揺れ   | 200    | 1,300 |
| 急傾斜  | *      | 20    |
| 津波   | 5,800  | 340   |
| 火災   | 10     | -     |
| 合計   | 6,000  | 1,700 |

\*: 若干数

※四捨五入の関係で合計が合わないことがある

※全壊・焼失棟数が最も多いパターン(地震動:基本、津波:ケース⑤、冬18時)を採用

### (2) 人的被害

○本市における人的被害の想定結果は次に示すとおりであり、死者数は早期避難率6%で9,400人、100%で90人と想定されており、早期避難により人的被害を大きく減少できる結果となっている。

(単位:人)

| 区分  | 早期避難率         | 建物倒壊 | 津波    | 急傾斜地崩壊 | 火災 | 屋外落下物等 | 合計    |
|-----|---------------|------|-------|--------|----|--------|-------|
| 死者  | 100%          | 30   | 60    | *      | *  | *      | 90    |
|     | 70%(用事後避難20%) | 30   | 350   | *      | *  | *      | 380   |
|     | 20%           | 30   | 1,200 | *      | *  | *      | 1,200 |
|     | 6%            | 30   | 9,400 | *      | *  | *      | 9,400 |
| 重傷者 | 100%          | 250  | 0     | *      | *  | *      | 250   |
|     | 70%(用事後避難20%) | 250  | 10    | *      | *  | *      | 260   |
|     | 20%           | 250  | 30    | *      | *  | *      | 280   |
|     | 6%            | 250  | 100   | *      | *  | *      | 360   |
| 負傷者 | 100%          | 450  | *     | *      | *  | *      | 450   |
|     | 70%(用事後避難20%) | 450  | 20    | *      | *  | *      | 480   |
|     | 20%           | 450  | 90    | *      | *  | *      | 540   |
|     | 6%            | 450  | 290   | *      | *  | *      | 750   |

\*: 若干数

※四捨五入の関係で合計が合わないことがある

※死者数が最も多いパターン(地震動:西側、津波:ケース④、冬18時)を採用

※季節及び時間帯は、早期避難率の違いにより最大となるケースが異なるため、建物と同様に冬の18時とした

○建物の倒壊や津波による流出、また、あらゆる交通手段の麻痺により、最大1万人以上の避難者、帰宅困難者の発生が予測される。

## 第2編 災害予防対策

### 《 実施責任者一覧 》

| 編   | 章                        | 節   | 実施主体  |  |
|---|--------------------------|---|---|--|
|   |                          |   | 市   | その他の機関   |
| 第2編<br>災害予防対策                             | 第1章<br>地域防災体制の確立         | 第1節 防災まちづくり                               | 土木課、都市建設課、水道課、消防  | 四国電力送配電(株)宿毛サービスセンター、四国ガス(株)、(一社)高知県LPガス協会、西日本電信電話(株)等通信事業者                              |
|   |                          | 第2節 防災知識の日常化                              | 危機管理課、企画課、学校教育課、生涯学習課、消防  | -  |
|   |                          | 第3節 防災訓練の実施                               | 危機管理課、その他各課   | 事業所  |
|   | 第2章<br>予防対策の推進           | 第1節 整備計画                                  | 危機管理課、土木課、都市建設課、福祉事務所、学校教育課、企画課、消防                              | -  |
|   |                          | 第2節 火災予防計画                                | 危機管理課、消防  | -  |
|   |                          | 第3節 津波災害予防計画                              | 危機管理課   | 防災関係機関、事業所、その他関係機関   |
|   |                          | 第4節 危険物等災害予防計画                            | 危機管理課、消防  | -  |
|   |                          | 第5節 建築物等災害予防計画                            | 危機管理課、総務課、都市建設課、学校教育課   | 各施設管理者   |
|   |                          | 第6節 地盤災害予防計画                              | 危機管理課、土木課   | -  |
|   |                          | 第7節 公共施設災害予防計画                            | 危機管理課、総務課、土木課、都市建設課、学校教育課、福祉事務所、健康推進課、生涯学習課、文教センター、清掃公社、水道課、各支所 | 鉄道事業者、四国電力送配電(株)宿毛サービスセンター、(一社)高知県LPガス協会、西日本電信電話(株)等通信事業者                                |
|   |                          | 第8節 緊急輸送計画                                | 危機管理課   | -  |
|   |                          | 第9節 避難計画                                  | 危機管理課、都市建設課   | 防災上重要な施設の管理者   |
|   | 第3章<br>南海トラフ臨時情報に対する防災対応 | 第1節 基本方針                                  | 危機管理課、学校教育課、福祉事務所、水道課   | 宿毛警察署、宿毛海上保安署、鉄道事業者、四国電力送配電(株)宿毛サービスセンター、(一社)高知県LPガス協会、西日本電信電話(株)等通信事業者、各施設管理者、住民、自主防災組織 |
|   |                          | 第2節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合              |   |  |
|   |                          | 第3節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策 |   |  |
| 第4節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合における災害応急対策 |                          |   |   |  |

## 第1章 地域防災体制の確立

---

### 第1節 防災まちづくり

実施責任者：土木課、都市建設課、水道課、消防、四国電力送配電(株)宿毛サービスセンター、(一社)高知県LPガス協会、西日本電信電話(株)等通信事業者

○防災まちづくりにおいては、次の点に特に注意をするものとする。

#### 1. 地震に強い市街地の形成

○市は、市街地の形成において、災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止を常に考慮する。

#### 2. 建築物の安全確保

- 市は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、該当施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め計画を実施する。
- 市は、個人住宅の耐震化についても、耐震診断の奨励等により耐震改修・建替の促進を図る。

#### 3. ライフライン施設等の機能確保と不測の場合への備え

- 電気、ガス、上下水道、電話等の各ライフライン事業者は、地震、津波に対する機能の確保に努めるとともに、災害発生時には、早期復旧できる体制を構築する。
- 各種のライフラインが寸断される不測の事態へ備えるため、水や食料など生活必需品の個人備蓄を推進する。

#### 4. 危険物施設等の安全確保

- 発火性又は引火性を有する物品を製造、貯蔵、取扱いをする危険物施設など災害発生時に周辺住民に危険を及ぼす施設への安全確保指導を強化する。

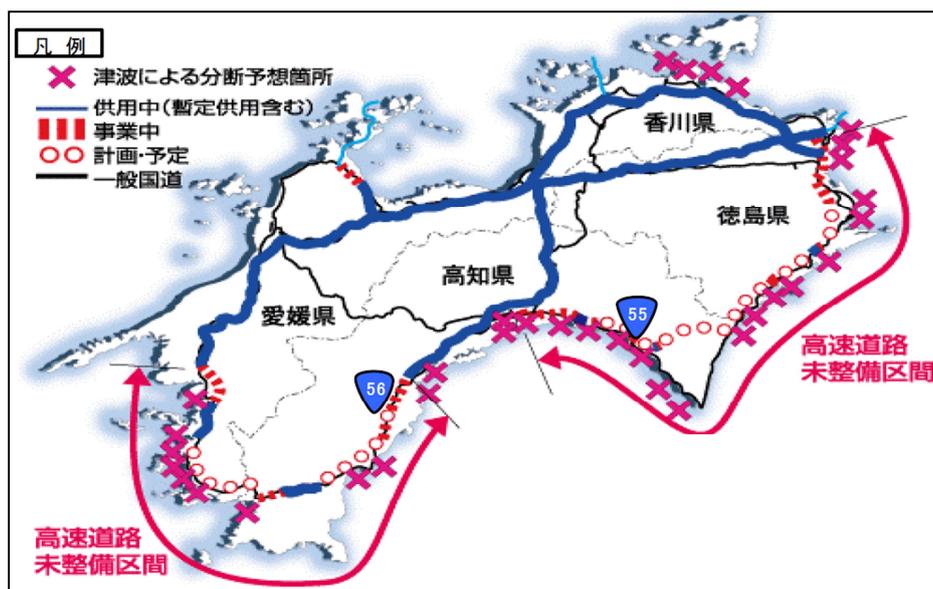
#### 5. 液状化への取り組み

- 液状化の危険度が高い地域の調査を検討する。

## 6. ミッシングリンクの解消

### (1) ミッシングリンクの弊害

- 本市は四国横断自動車道のミッシングリンクに位置しており、さらに宿毛～宇和島間は鉄道も未整備であることから、愛媛県や四万十市との交通は国道56号が唯一の「命の道」として利用されている。
- しかしながら、高知県から愛媛県にかけての幹線道路である国道56号は、津波により約29kmにわたる浸水が想定されており（下図参照）、迂回ルートも脆弱な状況にある。
- このため、災害発生時においては、ミッシングリンクの弊害として次のことが懸念される。



資料：「四国8の字ネットワーク」（平成25年2月 四国西南地域道路整備促進協議会）

#### 【ミッシングリンクの弊害】

- 愛媛県や四万十市との交通を国道56号に依存しているため、国道56号の寸断により集落や地域全体の孤立が懸念される。
- 国道56号は緊急輸送道路に指定されているため、この寸断により緊急輸送や救援活動に大きな支障をきたすことが懸念される。
- 国道56号の寸断により、同路線に依存している物流が停滞することで、産業活動の障害となるとともに、避難活動にも大きな支障をきたすことが懸念される。
- 新港（宿毛湾港池島地区）は県外からの緊急物資等の受け入れ拠点となる一次防災拠点港に指定されており、災害により各地で道路が寸断した場合、海上輸送の重要性の増加に伴って同港の役割は非常に大きくなる。ここで、同港は、県外から幡多圏域（人口約9万人）への緊急物資等を受け入れるための防災拠点となるほか、愛南町への広域支援を行う場合にも防災拠点としての活用が可能となっている。しかしながら、ミッシングリンクのために新港（宿毛湾港池島地区）は高規格道路と直結しておらず、また、国道56号は津波による寸断の恐れがあることから、同港を活かした緊急輸送体制の構築が不十分な状況にある。

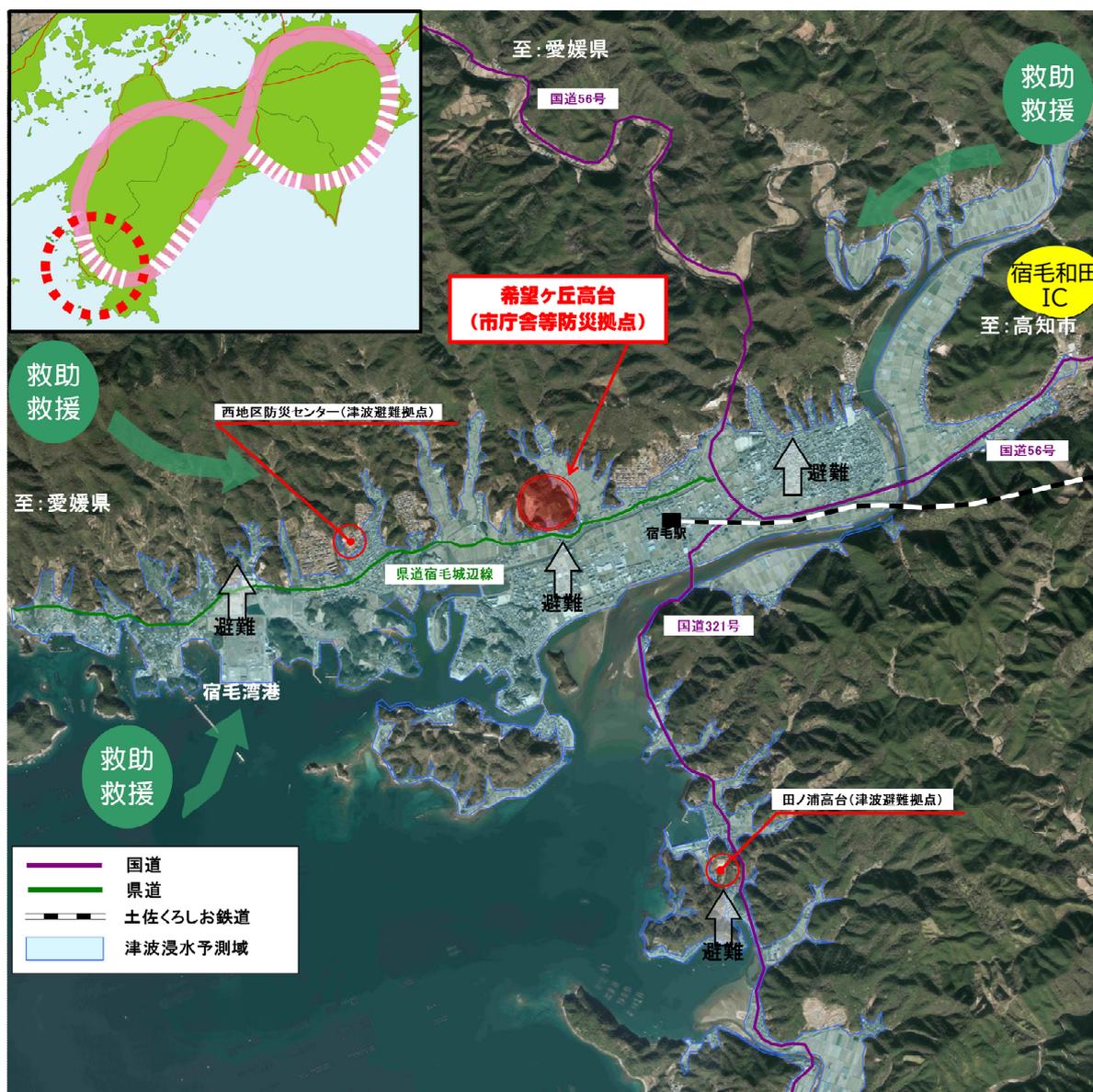
## (2) ミッシングリンクの解消

- 平成24年度に内閣府が公表した南海トラフ巨大地震の市町村別最大想定津波高によれば、高規格道路の未事業化区間である高知県黒潮町から愛媛県愛南町間の海岸沿岸部において、高さ34.0mから17.0mの津波が想定されており、想像をはるかに超える甚大な被害が予想される。
- このため、「避難道路」、「復興支援道路」、「広域救命救急医療道路」等として高規格道路が災害時に果たす役割は非常に大きく、宿毛市民、そして四国西南地域住民にとって「四国8の字ネットワーク」は、まさに国道56号を補完する「命の道」であり、地震や大津波の影響を受けない「命の道」の整備が急務となっている。
- なお、ミッシングリンク解消の効果としては、次のものが期待される。

### 【ミッシングリンク解消の効果】

- 国道56号に依存する集落や地域全体の孤立解消が期待される
- 新たな緊急輸送道路となる高規格道路の整備により、緊急輸送や救援活動の迅速化や、さらには四国4県の相互救援を視野に入れた広域的な緊急輸送体制の構築が期待される。
- 国道56号が寸断しても物流の継続が可能となることで、産業活動における災害発生後の早期事業再開と事業継続が可能となる。
- 新港（宿毛湾港池島地区）近傍にICを設置することで、1次防災拠点港に指定されている新港（宿毛湾港池島地区）が高規格道路と直結し、大規模地震に備えた緊急輸送体制の構築が可能となる。
- 高規格道路の整備において避難路としての防災機能を付加することで、宿毛市片島周辺に居住する約7千人の避難路としての活用が期待され、市民の迅速な避難を支援する。
- 市庁舎と高規格道路がアクセス道でつながることで、大規模地震時の迅速な対応が可能となる。

## 7. 震災（津波）に備えた防災まちづくり計画



### ○高台（津波避難拠点）の整備

公共施設の高台移転を図りながら津波避難拠点の整備を検討する。

### ○四国横断自動車道との連携効果による緊急輸送体制の構築

希望ヶ丘と四国横断自動車道の連携による効果的な避難や救助・救援活動及び宿毛湾港（防災拠点港）と高規格道路が直結し、大規模震災に備えた緊急輸送体制の構築が可能となるよう、四国横断自動車道の早期整備を促進する。また、希望ヶ丘と高砂地区を結ぶ幹線道路を整備を促進する。

### ○長期浸水等の対策

津波避難拠点である希望ヶ丘の南に位置する与市明川周辺の排水対策や地盤沈降を考慮した堤防・主要道路の嵩上げなどの整備を促進する。また、長期浸水等を考慮し、津波避難拠点の整備を検討するとともに、津波避難拠点までの経路が災害時にも使用できるよう整備を推進する。

## 第2節 防災知識の日常化

実施責任者：危機管理課、企画課、学校教育課、生涯学習課、消防

○市は、市職員、住民、学校現場等に対して、地震・津波に対する正しい知識と行動力を身につけるための防災教育及び広報を推進するものとする。

### (1) 市職員に対する防災教育

○市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るために必要な防災教育を推進する。

### (2) 住民等に対する防災教育

○市は、関係機関と協力して、地域の実態に応じて地域単位、職場単位、自主防災組織単位等で住民に対する防災教育を推進する。

### (3) 学校教育における防災教育

○市は、児童、生徒に対し、学校教育課程において、地震防災上必要な防災教育を推進する。

### (4) 防災に関する広報の実施

○防災関係機関は、自ら実施する取組みや住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用し、実施するものとする。特に、近年、報道機関等による報道や広報活動などによって、南海地震に対する住民の意識が高まっていることから、報道機関等と連携しながら、様々な工夫を加え、意識向上に結びつく広報を実施する。

### (5) 危険物を有する施設などにおける防災研修

○市及び消防機関は、危険物を有する施設、病院、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進する。

### 第3節 防災訓練の実施

実施責任者：危機管理課、その他各課、事業所

#### (1) 多様な主体による防災訓練の実施

- 市及び防災関係機関は、地震の震度予測や津波の浸水予測などを参考に、地域特性を考慮し、企業、ボランティア及び地域住民と協力して、実情に即した実践的な防災訓練を少なくとも年1回以上実施するものとする。
- 南海トラフ地震対策特別措置法の対策計画を策定した事業所は、津波避難訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 本市においては、津波避難訓練は非常に重要であり、情報の早期伝達、避難体制の確立を図るため、市は、関係機関や関係者との連携を十分に配慮して訓練を実施し、津波防災意識の高揚を図るものとする。
- また、訓練後には地域防災計画の点検や評価を行うとともに、訓練を通じて得られた課題に基づいて計画の見直し等を行うものとする。

#### (2) 防災訓練の内容

- 市及び防災関係機関が実施する防災訓練の内容は次のとおりとする。
- なお、地域住民等の参加する防災訓練は、円滑な津波避難のための災害応急対策を中心に行う。

| 訓練の種類     | 訓練の内容   |
|-----------|---|
| 初動体制確立訓練  | 地震発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施する。                          |
| 現地訓練      | 地震発生時における行動の検証を目的として、現地訓練を実施する。この際、関係機関や関係者との連携を十分に考慮するものとする。 |
| 情報収集・伝達訓練 | 情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及び取りまとめ、収集情報の広報等を目的とした訓練を実施する。            |
| 図上訓練      | 様々なシナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携し、実施する。                  |

#### (3) 県への助言・指導の依頼

- 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

## 第2章 予防対策の推進

---

### 第1節 整備計画

実施責任者：危機管理課、土木課、都市建設課、福祉事務所、学校教育課、企画課、消防

○市は、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等について、地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」及び南海トラフ地震対策特別措置法を踏まえ、計画的に整備を図るとともに、施設の高台への移転の促進を図るものとする。

○なお、市有施設の耐震化は、整備計画を立てて実施するものとする。

- ア 避難場所
- イ 避難路
- ウ 消防用施設
- エ 消防活動を確保するための道路
- オ 高規格道路等
- カ 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、港湾施設、漁港施設
- キ 共同溝等
- ク 地震防災上改築又は補強を要する社会福祉施設
- ケ 地震防災上改築又は補強を要する公立の小学校、中学校
- コ 津波発生時における円滑な避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- サ 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
- シ 地域防災拠点施設
- ス 防災行政無線等通信設備
- セ 地震災害時における飲料水、電源確保のための設備等
- ソ 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- タ 地震災害時における応急救護設備又は資機材
- チ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

## 第2節 火災予防計画

実施責任者：危機管理課、消防

### 1. 火災に関する地域防災力の向上

○市及び消防機関は、火災に関する地域の防災力向上を図るため、次の取り組みを推進する。

| 対策項目       | 対策内容  |
|------------|---|
| 一般家庭に対する指導 | ・ 消防機関は、一般家庭に対し、各種会合等の機会を利用して、火災実験を通じた消火器の取扱い方法等の指導を行い、地震時における火災の防止と消火の徹底を図る。   |
| 職場に対する指導   | ・ 消防機関は、予防査察、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、下記事項に留意し、関係者に対し防火知識の普及、高揚を図る。<br>ア 災害発生時における応急措置<br>イ 消防用設備等の維持点検及び取扱い方法の徹底<br>ウ 避難、誘導體制の確立<br>エ 終業時における火気点検等、安全確認の徹底<br>オ 自衛消防隊の育成指導 |
| 防火防災訓練の実施  | ・ 市及び防災関係機関は、防災機関の訓練と相まって、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。  |
| 民間防火組織の育成  | ・ 市及び防災関係機関は、自主防災組織等の民間防火組織の育成に努めるとともに、適切な指導助言を行う。  |

### 2. 消防力の強化

#### (1) 総合的な消防計画の策定

○消防機関は、地震災害が発生した場合に現有消防力を迅速かつ最大限に活用し、被害を最小限に軽減するため、総合的な消防計画を次のとおり策定する。

| 計画の種類       | 概要  |
|-------------|---|
| 震災警防計画      | 震災時において消防機関が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。                       |
| 火災警防計画      | 火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防団員の非常招集、出動基準、警戒、自主防災組織など地域と連携した消火等について定める。 |
| 危険区域の火災防御計画 | 木造建築物の密集地域、消防水利の不備等火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。                         |
| 避難計画        | 関係機関と連携した避難の誘導等について定める。   |
| 救助救急        | 自主防災組織と連携した救助救急について定める。   |

## (2) 消防施設の充実強化

○消防機関は、「消防力の整備指針」（平成12年1月20日 消防庁告示第一号）に基づき、消防施設の人員の確保に努め、併せて消防施設強化促進法等による施設補助により拡充強化及び消防の機動化、近代化を行い、有事即応体制の確立を図る。

## 3. 火災予防対策の推進

○市及び消防機関は、次の火災予防対策を推進する。

| 対策項目      | 対策内容   |
|-----------|--|
| 予防査察の強化   | ・ 市は、消防法に規定する予防査察を消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、火災の未然防止を図る。   |
| 建築物不燃化の促進 | ・ 市は、都市計画法に基づく防火地域又は準防火地域内の建築物について、不燃化の促進に努める。<br>・ 県及び市は、大規模小売店舗店・旅館等の不特定多数の人が集まる既存特殊建物の防災性能を常時適正に確保するため、防災施設、避難施設等の診断及び建築基準法第12条に基づく定期報告制度の活用により、施設の安全確保と改善指導を行うものとする。 |
| 消防水利の確保   | ・ 市及び消防機関は、震災時には、消火栓は水道施設の破壊等により、断水又は極度の機能低下が予想されるため、消火栓のみに偏らない計画的な水利配置を行うものとし、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るものとする。                       |

### 第3節 津波災害予防計画

実施責任者：危機管理課、防災関係機関、事業所、その他関係機関

- 南海トラフ地震発生後、本市においては約8分で津波が到達し、海岸線における最大津波高は2.5mと予測されている。しかし一方で、早期避難率が6%から100%に上昇した場合、死者数は9,400人から90人にまで減少すると想定されている。
- このため、浸水予想範囲、避難対象地域の特性を踏まえ、津波防護施設の適切な整備・管理を着実に実施するとともに、津波から「より早く安全に避難する」対策を最優先に推進する。

#### 1. 避難計画の作成

##### (1) 宿毛市津波避難計画

- 市は、「高知県津波避難計画作成指針」に基づき、津波避難計画を作成する。
- 津波避難計画では、住民の円滑な避難のために必要な情報（津波の浸水予想地域や到達時間、避難対象区域、避難地、避難路など）を津波ハザードマップとして整備する。
- 宿毛市津波避難計画は、地域ごとの津波避難計画を反映して作成する、地域の総合的（ソフト・ハードを含む。）な津波災害対策に関する計画とする。

##### (2) 地域津波避難計画

- 住民は、宿毛市津波避難計画や津波ハザードマップなどを参考に、自ら、要配慮者対策も含めた地域ごとのより詳細な津波からの避難方法等を定めた地域津波避難計画を作成する。
- 市は、住民の計画作成の支援を行う。

##### (3) 事業者の津波避難計画

- 南海トラフ地震対策特別措置法の規定により推進地域に指定された地域内の医療機関、大規模小売店舗等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めた地震防災対策計画を作成する。

#### 2. 消防関係機関等の活動

- 市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
  - ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
  - イ 津波からの避難誘導
  - ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
  - エ 津波到達予測時間等を考慮した退避ルールの確立
  - オ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出及び活動拠点の確保

### 3. 交通対策

○施設管理者及び事業者等は、津波避難に関する交通対策として、次の取り組みを推進する。

| 対策項目     | 対策内容   |
|----------|--|
| 道路交通対策   | ・ 県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。       |
| 海上       | ・ 宿毛海上保安署及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限、及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じるものとする。 |
| 鉄道       | ・ 鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止など、その他運行上の措置を講じるものとする。                      |
| 乗客等の避難誘導 | ・ 一般旅客運送に関する事業者は、船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画を定めるものとする。                                   |

### 4. 情報伝達体制の整備

○市は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、津波警報等の伝達の迅速化を図るとともに、休日、夜間、休憩時等における津波警報等の伝達の確実化を図り防災体制を強化する。

○市は、住民等に対する津波警報等の伝達手段として、緊急速報メールや宿毛市防災情報伝達システム等の活用を促進する。

○市は、地震、津波予報の状況を迅速に把握するため、地震を感じてから1時間以上、テレビ、ラジオ等の放送を聴取する責任者を定めておく。

### 5. 海面監視

○幡多西部消防組合の職員等は、地震発生後に来襲する津波に対して、津波予警報や避難指示等の情報伝達を迅速かつ確実に行うとともに、海岸付近で強い地震（震度4程度以上）を感じた時、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、直ちに高台等の安全な場所から海面監視を開始する。

### 6. 津波警戒の周知徹底

○防災機関は、一般住民に対して広報誌等を活用し、津波警報等に関する次の内容の周知徹底を図る。

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じた時、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、すぐに海浜から離れること。

イ 正しい情報をラジオ、テレビなどを通じて入手すること。

ウ 地震を感じなくとも津波警報が発表された場合は、沿岸の危険な区域にいる人はすぐに避難すること。

エ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わないこと。

オ 津波は繰り返し襲ってくるため、警報や注意報の解除まで気をゆるめないこと。

## 第4節 危険物等災害予防計画

実施責任者：危機管理課、消防

### (1) 保安教育の実施

- 市は、危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関と連携して研修会等を実施する。
- 市は、高圧ガス及び火薬類取扱い事業者に対し、高圧ガス保安法、液化石油ガス法、火薬類取締法等関係法令の周知徹底を図る。

### (2) 自主保安体制の整備

- 市は、定期自主検査の実施と責任体制の確立を指導する。
- 市は、地震時の自主防災対策計画の策定について指導する。

### (3) 規制の強化

- 市及び消防機関は、危険物施設に対して次の事項の強化を図るため、立入検査等を適宜実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。
  - ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査。
  - イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導。
  - ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導。
  - エ 地震動及び津波等による危険物施設等の影響に対する指導。

### (4) 屋外タンク貯蔵所からの排出油事故対策

- 市及び消防機関は、液体危険物を貯蔵する大規模な貯蔵タンクについては、不等沈下の防止及び漏洩事故の防止を図るよう指導するとともに、危険物の排出油事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するため、法令に基づく防油堤を設置し、土のう及びオイルフェンス、中和剤等防除資機（器）材の設置等、必要な措置を講ずるよう指導する。
- 市及び消防機関は、高知県排出油等防除協議会をはじめとする各防災機関と連携を図り、海域での排出油事故災害に対する体制づくりに努める。

### (5) 化学的な消防機（器）材の整備

- 市は、多様化する危険物に対応して化学消防車等の整備を図り、科学消防力の強化に努めるとともに、事業所等についても危険物災害の拡大防止を図るために必要な応急資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

## 第5節 建築物等災害予防計画

実施責任者：危機管理課、総務課、都市建設課、学校教育課、各施設管理者

### 1. 耐震改修促進計画の策定

○市は、特に新耐震基準以前に建築された既存建築物等の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」及び同法に基づいて策定された「高知県耐震改修促進計画」に従い、耐震改修促進計画を策定する。

### 2. 建築物の耐震性確保

#### 2-1. 防災上重要な建築物の耐震性確保

○災害対策には、迅速かつ正確な情報伝達及び避難、救護活動の拠点となる建築物が不可欠であるため、災害応急対策活動に必要な施設については耐震性等の診断及び点検を促進し、建築物の耐震化に努める。

○なお、市有建築物及び民間建築物に対する耐震対策内容は次のとおりである。

| 建物区分  | 対策内容   |
|-------|--|
| 市有建築物 | <ul style="list-style-type: none"><li>市は、公立学校等の避難収容施設を「防災上重要な建築物」として指定し、耐震性の確保を図るよう努める。</li><li>防災上重要な建築物について、耐震性の調査等を行うよう努める。</li></ul> |
| 民間建築物 | <ul style="list-style-type: none"><li>市は、病院・駅・集会所等不特定多数のものが使用する建築物について、耐震性の調査等を行うよう指導に努める。</li></ul>                                     |

#### 2-2. 一般建築物の耐震性の向上

○県及び市は、一般建築物の耐震性確保・向上のため、建築物の設計・工事管理を行う建築士の協力を得ながら、建築物の耐震性について広く市民の認識を深めるよう住宅耐震相談窓口を設置し、木造住宅の耐震診断・改修事業の促進に努める。

### 3. 危険度判定体制の整備

#### (1) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

○県では、被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制整備を図るため、応急危険度判定に関する講習及び「応急危険度判定士」の養成、登録を行っている。

○市においては、県に対する「応急危険度判定士」派遣要請に関する連絡体制の整備に努める。

#### (2) 被災宅地危険度判定体制の整備

○県では、被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、余震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保する事を目的として、被災宅地の危険度を判定する「宅地判定士」の養成及び登録を行っている。

○市においては、県に対する「宅地判定士」派遣要請に関する連絡体制の整備に努める。

#### 4. その他の耐震対策

○市及び施設管理者は、建築物自体の耐震性向上に加え、次の耐震対策を推進する。

| 対策項目                 | 対策内容  |
|----------------------|---|
| 既存コンクリート<br>ブロック塀等対策 | ・ 県及び市は、通学路・避難場所周辺及び人通りの多い道路等に沿って設置されているブロック塀の所有者に対して、総合的な点検・補強を呼びかけるとともに、危険性のあるものについては、改修・補強等により安全性を確保するよう指導する。        |
| 窓ガラス等外装材落下<br>防止対策   | ・ 道路に面する3階建て以上の建築物の所有者は、窓ガラス、外装タイルの落下防止に努めるものとする。<br>・ 特に、通学路及び避難場所周辺については、県及び市においても点検を行い、改修を必要とする建築物については所有者に必要な指導を行う。 |
| 家具等の転倒防止対策           | ・ 県及び市は、地震発生時に一般家庭に設置されている食器棚・書架等の転倒による被害を防止するため、適正な防止方法等について住民への指導及び啓発を行う。   |
| 落下、倒壊の恐れのある<br>構造物対策 | ・ 施設管理者は、構造物が落下、倒壊することによる被害の発生を予防するため、点検、補修、補強を行うものとする。   |
| 文化財の耐震対策             | ・ 文化財保護のための施設、設備の整備等の耐震対策に努める。  |
| 地震保険の加入促進            | ・ 地震や津波により住居用建物や家財が被災した場合に、速やかに被災者の生活の安定化を図るため、住民に対して地震保険に関する情報提供を行う。   |

#### 5. 建物内の安全対策

○各施設の管理者は、所管する建物内において次の安全対策を行う。

##### 《建物内の安全対策》

| 建物の区分              | 対策内容   |
|--------------------|--|
| 学校校舎               | コンピューターをはじめ、ロッカー、書棚、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒等、教職員の安全と避難通路が確保できるように、十分配慮する。                 |
| 社会福祉施設、病院、<br>保育所等 | 備品等の転倒落下等の防止を行い、安全性を強化するとともに、入所者、職員等の安全と避難通路が確保できるように、十分配慮する。  |
| 庁舎                 | 備品等の転倒落下等の防止を行い、職員等の安全と避難通路確保のための安全性を強化するとともに、コンピューター等に蓄積されているデータの損傷の防止等を図る。                                       |
| 民間建築物              | 建物内のタンス、食器棚、本棚、冷蔵庫等の転倒防止や棚上の物の落下の防止やガラスの飛散防止等を行う。特に、高層建築物については、ゆっくりと大きく揺れる振動の場合、上階ほど揺れが強くなり、大きな被害が出る可能性があることに留意する。 |

## 第6節 地盤災害予防計画

実施責任者：危機管理課、土木課

### 1. 予防対策の実施

○市は、地盤災害を予防するため、次の対策を推進する。

| 対策項目     | 対策内容  |
|----------|---|
| 地すべり対策   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害防止に必要な地すべり防止の諸施策を実施する。</li><li>・ また、住民に対してハザードマップ等の整備を含め、情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知を図る。</li></ul>                                  |
| 急傾斜地崩壊対策 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地震による崩壊等の危険がある崖地の把握に努め、急傾斜地崩壊危険区域の指定を進めるとともに、崩壊対策事業を推進する。</li><li>・ また、住民に対してハザードマップ等の整備を含め、情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知を図る。</li></ul> |
| 土石流対策    | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 土石流の発生が予想される土石流危険渓流に対して、砂防ダム工、流路工等の防止施設の整備を図るよう努める。</li><li>・ また、住民に対してハザードマップ等の整備を含め、情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知を図る。</li></ul>       |
| ため池崩壊対策  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</li></ul>   |
| 液状化対策    | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 液状化の危険度が高い地域の調査を行い、河川、海岸堤防等の液状化対策の推進を図る。</li><li>・ また、ハザードマップ等により、住民への危険性の周知に努める。</li></ul>   |

### 2. 点検体制の強化

○砂防施設の管理者は、施設の点検を定期的にも実施するよう努める。

○砂防施設の管理者は、点検により対策が必要とされた施設について、住家・公共施設等の保全対象範囲を勘案した緊急度の高い箇所から、順次補強・整備を実施するよう努める。

## 第7節 公共施設災害予防計画

実施責任者：危機管理課、総務課、土木課、都市建設課、学校教育課、福祉事務所、健康推進課、生涯学習課、文教センター、清掃公社、水道課、各支所、鉄道事業者、四国電力送配電(株)宿毛サービスセンター、(一社)高知県LPガス協会、西日本電信電話(株)等通信事業者

### 1. 公共土木施設の対策

#### 1-1. 道路施設対策

##### (1) 道路の整備

- 道路施設は、災害発生時には、災害対策要員、緊急物資の輸送及び避難路として重要な機能を有するとともに、延焼遮断帯としての機能を持つ。
- また、生活道路は、災害時の市民の避難路であり、消火活動の基盤となる。
- このため、次の基本方針に基づき、道路整備を推進するものとする。
  - ア 国及び県と協調して、広域道路・主要幹線道路の整備に重点をおく。
  - イ 避難場所をはじめ、市内各防災拠点を結ぶ道路網のネットワーク化の促進を図る。

##### 1) 市街地等における道路整備

- 市街地等においては、次の道路整備を推進する。
  - ア 都市計画道路事業の推進を図る。
  - イ 生活道路の整備を促進する。
  - ウ 避難経路の整備を図る。

##### 2) 農地部及び山間部における道路整備

- 道路交通の安全と、円滑な運行を確保し、併せて災害に強い道路を整備するため、落石等危険箇所に対して、植生工、モルタル吹付工、落石防止網、防止柵工、落石覆工、拡幅、線形改良等の事業を実施し整備を図る。

##### (2) 橋梁の整備

- 橋梁は、被災した場合に交通に与える影響が大きいため、「道路橋示方書・同解説」(平成14年3月)に適合するような構造とする必要がある。
- このため、市は、橋梁の新設、架換えにあつては、上記示方書に基づいた耐震性を備えた橋梁を整備するよう努める。
- また、市は、既設の橋梁については、震災点検に基づき、補強等の対策が必要な橋梁について緊急度の高いものから順次対策を実施するものとする。

#### 1-2. 港湾・漁港施設対策

##### (1) 建造物の耐震性確保

- 大規模な地震が発生した直後における避難者及び緊急物資の海上輸送を確保するとともに、被災した港湾施設が復旧するまでの間、最小限の港湾機能が必要である。

○本市では、災害時の孤島化を防ぐため、沖の島漁港弘瀬地区に耐震岸壁を整備しており、鵜来島地区においては着岸する施設の強化を計画している。また、宿毛湾港港湾計画に基づき片島地区に耐震強化岸壁の整備を計画している。

## (2) 港湾内での安全の確保対策

○市は、港湾、船舶関係者に津波に関する知識の普及・啓発を行う。

○市は、危険物が海上に流出しないよう、関係施設及び船舶に指導を行う。

### 1-3. その他の公共土木施設対策

○市及び施設管理者、事業者は、次の公共土木施設対策を実施する。

| 対策項目      | 対策内容   |
|-----------|--|
| 河川管理施設等対策 | ・市は、河川管理施設等のうち重要な構造物について耐震診断の検討を進め、耐震基準等により各施設の対震度を点検し、補強対策工事の必要な箇所指定及び整備を図るよう努める。         |
| 鉄道施設対策    | ・鉄道事業者は、地震動に対する安全性の確保対策を行う。<br>・鉄道事業者は、津波に対する安全性の確保を図るとともに、避難場所としての活用方策の検討を行う。             |
| 都市公園施設対策  | ・市は、地震時の延焼遮断空間、避難場所、応急活動拠点としての機能の確保を図る。  |
| ダム施設対策    | ・ダム管理者は、ダム検査規定に準拠し、河川管理者の指導のもと、従来の経験を生かして、各ダム施設の点検、維持、管理を行う。                               |
| ため池対策     | ・県及び市は、土地改良区、水利組合等管理団体において、ため池の適正な管理点検を実施するよう指導する。また、老朽化等によりため池の改良が必要なものは、改善するよう管理団体を指導する。 |
| 廃棄物処理施設対策 | ・廃棄物処理施設の管理者は、各設備の保守点検を定期的に行い、破損箇所については速やかに補修する。また、廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、応急復旧体制を確立しておく。      |

## 2. ライフライン対策

### 2-1. 水道施設対策

○市は、水道施設対策として次の取り組みを推進する。

| 対策項目      | 対策内容   |
|-----------|--|
| 貯留水の確保    | ・市は、配水池等の耐震化を図るほか、流出水操作弁の電動リモコン及び緊急シャ断弁等を設置し、貯留水の異常流出防止に努める。                                   |
| 主要設備の維持管理 | ・市は、ポンプ場及び浄水場内の維持管理において、点検などにより施設のウイークポイントを表示し、職員に周知徹底させるとともに、発災時には被災箇所の早期発見と改善を行い、施設の機能保持を図る。 |
| 配水管路の改良   | ・市は、老朽管の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、支持地盤にあった耐震性のある材料を採用するよう努める。                                      |
| 応急給水体制の整備 | ・市は、給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣   |

|             |   |
|-------------|---|
|             | 接水道事業者間の相互連絡に努め、応急的な給水体制の整備を図る。   |
| 応急復旧用資機材の備蓄 | ・ 市は、応急復旧がすみやかに実施できるように、主要施設の資機材の備蓄に努める。  |
| 二次災害防止      | ・ 市は、ポンプ場及び浄水場での薬品注入設備に使用する各種薬品類、補助動力用発電設備に使用する重油等の備蓄設備について、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう整備に努める。 |

## 2-2. 下水道施設対策

○市は、下水道施設対策として次の取り組みを推進する。

| 対策項目     | 対策内容   |
|----------|--|
| 施設の耐震性強化 | ・ 市は、施設の新設、増設にあたっては「下水道施設設計指針と解説」、「下水道施設地震対策指針と解説」に基づき耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに耐震性向上のため開発される資機材、工法等も積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とするよう努める。 |
| 施設の維持管理  | ・ 市は、施設の維持管理において、点検等による危険箇所の早期発見と、これの改善を行う。  |

## 2-3. 電力施設対策

○電力事業者は、電力施設対策として次の取り組みを推進する。

| 対策項目         | 対策内容  |
|--------------|---|
| 設備の安全対策      | ・ 電力事業者は、電力設備の新設、増設にあたっては、耐震設計を行うとともに、地域条件に応じて、構造、設備及び構造部材の総合的な耐震安全性の確保に努める。        |
| 設備の維持管理      | ・ 電力事業者は、設備の維持管理において、点検等による危険箇所の早期発見と、これの改善を行う。                                     |
| 電力の安定供給      | ・ 電力事業者は、震災時の電力供給については、できるだけ停電を防ぐよう、また停電してもその範囲をさらに局限化し、かつ短時間で済むよう努める。              |
| 要員、資機材の確保対策  | ・ 電力事業者は、復旧作業等に必要な要員を確保するため、あらかじめ非常時の連絡体制を確立しておくとともに、資機材の確保、整備に努め、応急的な電力供給体制の整備を図る。 |
| 利用者に対する広報の実施 | ・ 電力事業者は、火災等の二次災害を防止するため、利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。                             |

## 2-4. ガス施設対策

○ガス事業者は、ガス施設対策として次の取り組みを推進する。

| 対策項目          | 対策内容  |
|---------------|---|
| ガス施設の点検整備     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス事業者（LP ガス販売事業者を含む。以下同じ。）は、ガス事業法等（高圧ガス保安法及び液化石油ガス法を含む。）に基づく定期点検及び自主保安検査の実施により、ガス施設が常に技術基準に適合している状態を維持する。</li> <li>・ ガス事業者は、ガス施設の耐震性の強化を図るとともに、緊急操作設備を充実強化する。</li> </ul> |
| 応急資機材の整備      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス事業者は、常に緊急時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材をメーカー及び本社等から速やかに確保できる体制を維持する。</li> </ul>  |
| 連絡体制及び動員体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス事業者は、緊急時における従業員の連絡体制を確保し、従業員に対し周知徹底を図る。</li> </ul>   |
| 保安教育及び防災訓練    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス事業者は、ガス施設又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として、緊急時対策及び地震などの緊急措置について、保安教育を行うとともに防災訓練を実施するよう努める。</li> <li>・ ガス事業者は、従業員の連絡及び動員について、定期的に訓練を実施する。</li> </ul>                           |
| 住民に対する広報      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス事業者は、住民に対して、緊急時にガス栓を閉めることなどガス施設やガス消費機器についての周知徹底を図り、事故防止に努める。</li> <li>・ ガス事業者は、火災等の二次災害を防止するため、利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。</li> </ul>                                |

## 2-5. 通信施設対策

○市は、緊急的な通信体制の整備を図る。

○市は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。

## 2-6. 放送施設対策

○放送事業者は、放送施設対策として次の取り組みを推進する。

| 対策項目         | 対策内容   |
|--------------|--|
| 防災体制の確立      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放送事業者は、災害発生時における放送確保が可能となるよう、初動体制、各部署・各人の役割分担、責任体制及び情報連絡体制等を確保し、従業員に対し周知徹底を図る。</li> </ul> |
| 設備の安全対策      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放送事業者は、放送設備及び機器については落下転倒対策等を講じ、総合的な耐震安全性の確保に努める。</li> </ul>                               |
| 設備の維持管理      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放送事業者は、設備の維持管理において、点検等による危険箇所の早期発見と、これの改善を行う。</li> </ul>                                  |
| 防災訓練、防災教育の実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放送事業者は、緊急時対策及び地震発生時などの緊急措置について防災教育を行うとともに、防災訓練を実施するよう努める。</li> </ul>                      |

### 3. 市が管理する建築物対策

#### (1) 不特定多数の者が出入りする施設に対する措置

○市は、市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、歴史館、図書館、診療所、学校等において次の措置を行う。

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、宿毛市防災情報伝達システム、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

○また、市は、診療所、学校、社会福祉施設を対象に、それぞれ次の措置を行う。

| 対象施設   | 対策内容   |
|--------|--|
| 診療所    | ・ 患者等の安全確保のための計画の作成                          |
| 学校     | ・ 生徒の安全な避難及び保護を必要とする生徒に対する必要な保護に関する計画の作成     |
| 社会福祉施設 | ・ 重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための計画の作成 |

#### (2) 災害応急対策の実施上重要な建築物に対する措置

○災害対策本部又はその現地本部がおかれる庁舎等の管理者は、特に次に掲げる措置をとる。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保（緊急車両の駐車スペースは来庁者駐車場を使用）

### 第8節 緊急輸送計画

実施責任者：危機管理課

○市は、災害時における緊急輸送の確保に向けて次の取り組みを推進する。

| 対策項目    | 対策内容   |
|---------|--|
| ルートの設定  | ・ 市は、緊急的な応急対策を実施することを想定し、予め、ルートを設定しておくものとする。<br>・ 市は、設定されたルートの重要性を考慮し、橋梁等の構造物の耐震対策を順次実施する。 |
| 拠点の設定   | ・ 市は、緊急的な応急対策を実施することを想定し、予め、拠点を設定しておくものとする。  |
| 関係者との連携 | ・ 市は、緊急輸送を依頼する関係者と協定を締結するなどの連携を図る。   |

## 第9節 避難計画

実施責任者：危機管理課、都市建設課、防災上重要な施設の管理者

### 1. 避難場所・避難所の確保及び整備

#### 1-1. 避難場所等の確保

##### (1) 広域避難場所

○市は、次の点に留意して広域避難場所の選定を行う。

| 視点  | 広域避難場所選定の留意点  |
|-----|---|
| 安全性 | 広域避難場所は、大規模な崖崩れや浸水などの危険のないところ及び付近に多量の危険物等が備蓄されていないところとする。                             |
|     | 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところを極力選定する。 |
| 広さ  | 避難場所における避難住民1人当たりの必要面積は、おおむね3㎡以上とする。  |
|     | 広域避難場所は、要避難地区住民のすべての住民(昼間人口も考慮する。)を収容できるよう配置するものとする。                                  |
| その他 | 広域避難場所は、地震、火災等からの避難を中心に考え、公園、都市公園、緑地、グラウンド、公共空き地等を中心に選定する。                            |

##### (2) 津波避難場所

○市は、次の点に留意して津波避難場所の選定を行う。

| 視点         | 津波避難場所選定の留意点   |
|------------|--|
| 津波に対する安全性  | 津波浸水想定区域の外側に立地しているか。   |
|            | 2度逃げが可能であるか。   |
| 地震に対する安全性  | オープンスペースがあるか。  |
|            | 耐震性が確保されているか(建物の場合)。   |
| 周辺の危険箇所の有無 | 土砂災害警戒区域の外側に立地しているか。   |
|            | 危険物貯蔵所等が近くにならないか。  |
|            | その他の危険箇所が近くにならないか。   |
| 機能性        | 避難する住民数に対する十分な広さ(1㎡/人)が確保できるか。   |
|            | 津波避難場所であることが分かりやすく表示されているとともに、経路が分かりやすいか。  |
|            | 夜間の避難に対応できる照明が設置されているか。  |
|            | オープンスペースの場合は、風雨を防ぐ施設等(簡易なテント等を含む)が利用できるか。  |
|            | 避難が長時間に及ぶことも想定し、生命の維持に必要なもの(水や防寒具等)のほか、情報の入手、発信に必要なもの(ラジオ、トランシーバー、発煙筒、非常電源等)が備えられているか。 |

○地震発生時において津波による避難指示の対象となる地区、及び市が指定した津波避難場所は、資料編のとおりである。

○津波避難場所については、必要に応じて地域住民、自主防災組織等と協議のうえ、随時見直すものとする。

### (3) 長期的な避難所

○市は、次の点に留意して、避難所として一定期間の避難生活ができる適切な施設を指定する。

| 視点  | 避難所選定の留意点                 |
|-----|---------------------------|
| 安全性 | 耐震構造を有するなど安全な建物であるか。      |
| 広さ  | 避難者1人あたりの面積が概ね3㎡以上確保できるか。 |
| 機能性 | 水や食糧の供給が容易か。              |
|     | トイレの利用ができるか。              |

○市は、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

※長期的な避難所の指定状況は「資料編」参照

## 1-2. 避難場所等の整備

### (1) 広域避難場所

○市は、指定した広域避難場所を対象に次の整備を推進する。

| 整備項目      | 整備内容   |
|-----------|--|
| 標識等の設置    | 避難誘導を円滑に行うための誘導標識の設置   |
| 給水施設の整備   | 広域避難場所における給水活動を円滑に行うための措置<br>ア 広域避難場所内又は周辺の浄水場、配水場の貯留水を利用するために必要な機材（ポンプ等）の整備<br>イ 広域避難地内又は周辺の公共施設、ビルの受水槽の活用についての管理者等との協議<br>ウ 必要に応じ大型耐震性貯水槽の設置 |
| 応急救護所等の整備 | 広域避難場所における災害応急対策活動が円滑に実施出来るよう、広域避難場所内部の整地、公用用地としての取得に努めるとともに、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設及び放送施設の整備   |
| 進入口の確保    | 進入口が不足しているため、避難群集が滞留するおそれのある広域避難場所についての進入口の拡幅、増設   |

### (2) 津波避難場所

○市は、指定した津波避難場所を対象に、次の措置を講じる。

ア できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所、避難路、避難階段、津波避難タワー、津波避難対応型救命艇、ヘリポート等の整備を推進し、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備を図る。

- イ 長時間滞在することに備え、防災備蓄倉庫の設置及び資機材等の整備を推進する。
- ウ 津波避難場所を指定した場合は、避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識を設置し、平素から防災マップ等により関係地域住民等に周知を図り、速やかに避難できるようにしておくものとする。

### (3) 避難所

- 市は、避難所の運営方法について予め定めた避難所運営マニュアルを作成する。
- 市は、マニュアルを活用した訓練等を通じて、住民に対し予め避難所の管理運営のために必要な知識等の普及に努める。
- 市は、避難生活に必要な資機材等の整備など必要な機能の確保に努める。

## 2. 避難路の選定及び整備

### 2-1. 避難路の選定

○市は、次の点に留意して避難路の選定を行う。

| 視点      | 避難経路の選定における留意点   |
|---------|--|
| 安全性     | 避難する住民数を考慮した幅員が確保されているか。   |
|         | 山崩れ、建物やブロック塀の倒壊、落下物等の危険性が低いかな。   |
|         | 液状化の危険性が低いかな。  |
|         | 橋梁を利用する場合は、耐震性が確保されているか。   |
|         | 海岸沿いや、河川沿いの道路を避けるルートが設定されているか。   |
|         | 津波に向かって避難することのないルートが設定されているか。  |
|         | 指定した避難路を使用できなくなった場合他の道路を利用した避難が行えるかどうか。特に、防潮堤や橋梁等、避難の障害となる可能性がある部分については、慎重に検討を行なう。 |
| 避難のしやすさ | 日々の生活で使い慣れている道路か。  |
|         | 避難場所まで、右左折を繰り返すことがないような、わかりやすい路順となっているか。   |
| 機能性     | 誘導標識が適切に配置されているか。  |
|         | 夜間に迅速に避難できるよう商用電源に頼らない誘導灯等が整備されているか。   |
|         | 階段や急な坂道等には、手すり等が設置されているか。  |

### 2-2. 避難路の整備

○市は、避難路の安全確保のため、次の措置を講じる。

- ア 避難路の沿道は、避難者を市街地大火から守るために、耐火建築物の整備を推進する。
- イ 必要な箇所に消防水利施設、その他避難者の安全のために必要な施設を配備する。
- ウ 避難圏域内の住民等を、当該避難場所に迅速かつ安全に避難するための整備を推進する。
- エ 整備した避難路については、避難路台帳を作成し維持管理を図っていくものとする。

### 3. 避難に関する広報

○市は、避難場所の周知及び避難に関する知識の普及を図るため、次の内容について広報を行う。

| 広報の目的      | 広報の内容  |
|------------|--|
| 避難場所の周知    | ア 避難対象となる地区の範囲<br>イ 避難場所の名称<br>ウ 避難場所の所在位置<br>エ 避難場所への経路<br>オ その他必要な事項                     |
| 避難のための知識普及 | ア 平常時における避難のための知識<br>イ 避難指示の伝達方法<br>ウ 避難時における注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）<br>エ 避難収容後の心得 |

### 4. 市等の避難計画

#### (1) 市の避難計画

○市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立を図る。

| 避難計画への記載項目      | 主な記載内容   |
|-----------------|--|
| 避難指示の発令         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示の基準</li> <li>・伝達方法</li> </ul>  |
| 避難者の収容          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所の名称、所在地</li> <li>・対象地区及び対象人口</li> </ul>  |
| 避難者の誘導          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所への経路及び誘導方法</li> </ul>  |
| 避難所開設に伴う被災者救護措置 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・給水計画</li> <li>・給食計画</li> <li>・毛布、寝具等の支給</li> <li>・医療、日用必需品の支給</li> <li>・負傷者に対する応急救護</li> </ul>     |
| 避難所の管理          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難収容中の秩序保持</li> <li>・住民に対する災害情報の伝達</li> <li>・住民に対する応急対策実施状況の周知徹底</li> <li>・住民に対する各種相談業務</li> </ul> |
| 災害時における広報       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線・消防無線・CATV・広報車等による広報</li> <li>・避難誘導員による現地広報</li> <li>・住民組織を通ずる広報</li> </ul>                  |

## (2) 防災上重要な施設の管理者の避難計画

○学校、病院、工場、駅、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意し、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を図る。

| 施設名称                | 避難計画作成時の留意事項  |
|---------------------|---|
| 学校                  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、経路及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。</li><li>・ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、避難場所の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の方法について定める。</li></ul> |
| 病院                  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合における、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。</li></ul>   |
| 駅、その他不特定多数の者の利用する施設 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 多数の避難者の集中や混乱にも配慮した避難誘導の方法について定める。</li></ul>   |

## (3) 帰宅困難者対策

○災害発生時の通勤や通学、出張、買物、旅行等の理由などで外出時に自力で帰宅が困難となる人々に対し、関係機関と連携し、各種の対策を講じる。

○市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

○帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

## 第3章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

実施責任者：危機管理課、学校教育課、福祉事務所、水道課、宿毛警察署、宿毛海上保安署、鉄道事業者、四国電力送配電(株)宿毛サービスセンター、(一社)高知県LPガス協会、西日本電信電話(株)等通信事業者、各施設管理者、住民、自主防災組織

行政、ライフライン、公共交通等、各分野における南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応の方向性について明らかにする。

ここで示された方向性に基づき、具体的な防災対応を検討し、事前に計画としてとりまとめ、情報が発表された際には、計画に従って確実に実施することが必要となる。

### 第1節 基本方針

- 南海トラフ地震臨時情報を生かし、被害を軽減するために、すべての市民に対して、避難場所・避難経路の確認や家庭や事業所等における非常持ち出し品の確認、家具・棚の固定など、日ごろからの地震の備えの再確認を促す取組を実施する。
- こうした取り組みに加え、後発地震やそれに伴う津波に備えるために、地震発生後の避難では間に合わない恐れのある市民や地域に対する自主避難を含めた事前避難の啓発等の防災対応を実施する。
- 講演会や広報誌等を通じて、南海トラフ地震臨時情報の制度周知に努める。

### 第2節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合された際には、地震・津波等における職員の参集に基づき担当職員を緊急参集し、情報の収集及び共有、その他必要な措置を行う。

### 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策

#### 1. 動員計画

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、地震・津波等における職員の参集・配備基準に基づき担当職員を緊急参集し、災害対策本部を設置する。
- その場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

#### 2. 情報伝達

- 地域住民並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が正確かつ広範に伝達されるよう努める。
- この場合において、宿毛市防災情報伝達システム等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り、短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるものとするよう留意する。

- 地域住民などに対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。
- 状況の変化等に応じて、交通に関する内容、ライフラインに関する内容、生活関連情報等住民に密接に関係する内容を逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。
- 地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、災害対策本部等における窓口等の体制を整備し、適切に対応する。

### **3. 情報収集体制**

- 災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、各種の情報の収集体制を整備する。
- この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部に集約するために必要な措置をとる。

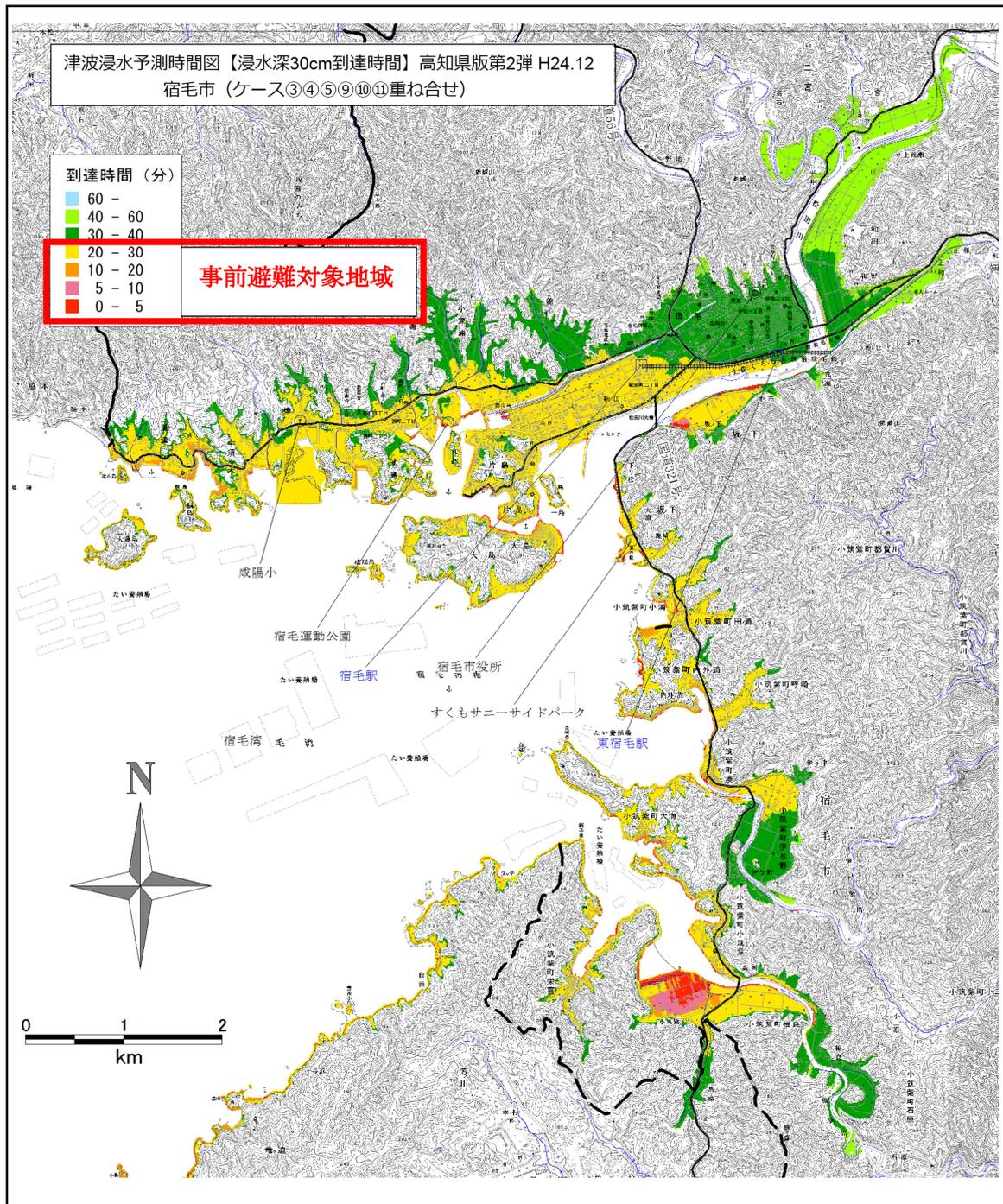
### **4. 災害応急対策をとるべき期間等**

- 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から 1 週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。
- また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

### **5. 住民避難対策**

- 市民の生命及び財産等の安全の確保を最大限図るために、事前に避難しておくことが望ましい地域（30センチメートルの津波浸水が30分以内に生じる地域）を住民事前避難対象地域及び高齢者等事前避難対象地域として設定し、当該地域の居住者等を対象に耐震性等の地震に対する安全性の確保された親類や知人宅への避難を基本とした避難指示を発令する。
- 事前避難対象地域の居住者等への避難指示の発令のほか、耐震性の不足する住宅の居住者及び斜面崩壊のおそれがある範囲の居住者に対して、耐震性等の地震に対する安全性の確保された親類や知人宅等への避難を基本とした自主避難の啓発を行う。
- 特に、事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連携方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。
- 地域住民等は、自主防災組織等の単位で互いに協力しつつ、避難所の運営に協力するものとする。

事前避難対象地域

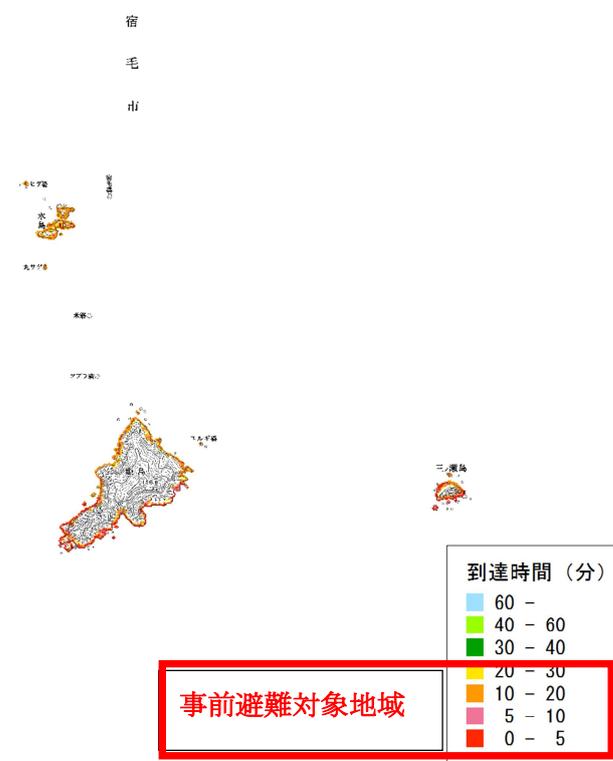


t 津波浸水予測時間図【浸水深30cm到達時間】高知県版第2弾 H24.12  
宿毛市（ケース③④⑤⑨⑩⑪重ね合せ）

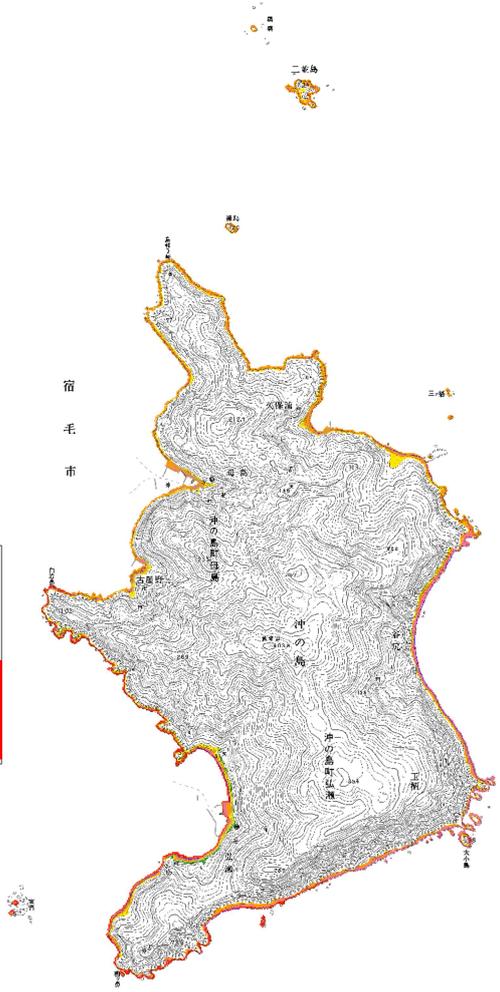


| 到達時間（分） |         |
|---------|---------|
| 60 -    | 60 -    |
| 40 - 60 | 40 - 60 |
| 30 - 40 | 30 - 40 |
| 20 - 30 | 20 - 30 |
| 10 - 20 | 10 - 20 |
| 5 - 10  | 5 - 10  |
| 0 - 5   | 0 - 5   |

**事前避難対象地域**



**事前避難対象地域**



## 6. 各機関の取るべき措置

### (1) 消防機関

○消防機関及び水防団は、出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を講じる。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

### (2) 警察

○警察は、犯罪及び混乱の防止等に関して講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を講じる。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

### (3) ライフライン事業者

○電気、ガス、上下水道、電話等の各ライフライン事業者は、必要なライフラインの供給体制を確保するものとする。

○その際、後発の地震に供えて、必要がある場合は、実施する措置を定めておくものとする。

## 7. 交通対策

### (1) 道路

○警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転手がとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

○市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

○事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知するものとする。

### (2) 海上

○宿毛海上保安署は、津波による危険が予想される地域に係る港湾及び海上における船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意する。

○港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意して、必要な措置を講じるものとする。

○宿毛海上保安署、港湾管理者及び市は後発地震に供えた海上輸送路の確保についても考慮する。

### (3) 鉄道

○鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

- 走行路線に津波の発生により、危険度が高いと予想される区間がある場合は、津波への対応に必要な体制をとるものとする。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から南海トラフ地震臨時情報（巨大災害警戒）等が発表された場合の運行規制等についてあらかじめ情報提供する。

## **8. 市が管理等を行う施設等に対する対策**

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、市が自ら管理等を行う施設等に対する対策については、「第2章 予防対策の推進、第7節 公共施設災害予防計画、3 が管理する建築物対策」に準じた措置を講じるものとする。

## **9. 学校・保育園等の対応**

- 学校・保育園・幼稚園等については、室内安全対策の再確認をするとともに、後発地震から園児・児童・生徒等の命をより確実に守るために、休校・休園等の必要な対策を実施する。

## **第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策**

### **1. 動員計画**

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合された際には、地震・津波等における職員の参集・配備基準に基づき担当職員を緊急参集し、災害対策本部を設置する。
- その場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

### **2. 情報伝達**

- 地域住民並びに防災関係系機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が正確かつ広範に伝達されるよう努める。
- この場合において、宿毛市防災情報伝達システム等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り、短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるものとするよう留意する。
- 地域住民などに対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。
- 状況の変化等に応じて、交通に関する内容、ライフラインに関する内容、生活関連情報等住民に密接に関係する内容を逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。
- 地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、災害対策本部等における窓口等の体制を整備し、適切に対応する。

### **3. 情報収集体制**

- 災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大災害警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、各種の情報の収集体制を整備する。

○この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部に集約するために必要な措置をとる。

#### 4. 災害応急対策をとるべき期間等

- 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生し、巨大地震注意が発表された場合は1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界の境界面で通常と異なるゆっくり滑りが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

#### 5. 各機関の取るべき措置

- 地域住民等に対し、日ごろからの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。
- 関係機関においても、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

避難指示等発令対象者、期間等一覧

|                               | 巨大地震警戒                   |   | 巨大地震注意                   |   |
|-------------------------------|--------------------------|---|--------------------------|---|
| 避難指示<br>発令、自主<br>避難呼び<br>かけ期間 | 住民事前避難対<br>象地域に居住の<br>住民 | 耐震性の不足す<br>る住宅及び斜面<br>崩壊の恐れにあ<br>る範囲の住宅の<br>居住者 | 住民事前避難対<br>象地域に居住の<br>住民 | 耐震性の不足す<br>る住宅及び斜面<br>崩壊の恐れにあ<br>る範囲の住宅の<br>居住者 |
| ～1週間                          | 避難指示                     | 自主避難  | 自主避難(※)                  |   |
| ～2週間                          | 自主避難                     | 自主避難  |                          |   |

※ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

## 第3編 災害応急対策

### 《 実施責任者一覧 》

| 章                     | 節                    | 実施主体        |               |
|-----------------------|----------------------|-------------|---------------|
|                       |                      | 市           | その他の機関        |
| 第1章<br>動員計画           | 第1節 配備基準             | -           | -             |
| 第2章<br>情報収集伝達計画       | -                    | 事務局、情報班     | 宿毛海上保安署       |
| 第3章<br>避難誘導及び<br>収容計画 | -                    | 事務局         | -             |
| 第4章<br>救出計画           | -                    | 情報班         | 住民、自主防災組織     |
| 第5章<br>二次災害の防止        | 第1節 震災消防活動           | 事務局、情報班、消防班 | 住民、自主防災組織、事業所 |
|                       | 第2節 余震、降雨等に伴う二次災害の防止 | 事務局、土木班、建築班 | -             |
|                       | 第3節 ため池施設災害応急対策      | 土木班         | -             |

## 第1章 動員計画

### 第1節 配備基準

○地震災害発生時における配備基準と配備職員は次のとおりとする。

#### 職員の参集・配備基準

| 配備体制             | 配備基準   | 配備内容   | 動員体制                          |  |
|------------------|--|--|-------------------------------|--|
| 準備配備<br>(情報収集体制) | 市内に震度「3」の地震が発生したとき<br><br>遠地地震が発生し、津波の発生が予想される場合等で情報収集体制が必要なとき<br><br>「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表されたとき | 少数の人員による情報収集活動及び第1配備体制に移行できる体制   | 危機管理課職員<br>土木課、水道課必要人員        |  |
| 第1配備<br>(注意体制)   | 市内に震度「4」の地震が発生したとき<br><br>高知県に津波注意報が発表されたとき<br><br>「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表されたとき                 | 情報収集活動及び危険箇所の巡視や警戒等にあたり、状況により速やかに第2配備に移行できる体制  | 管理職<br>危機管理課職員<br>土木課、水道課必要人員 |  |
| 災害対策本部の設置        | 第2配備<br>(警戒体制)   | 市内に震度「5弱」の地震が発生したとき<br><br>「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されたとき   | 災害対応を行うとともに、いつでも第3配備に移行できる体制  | 係長以上<br>危機管理課職員<br>土木課、水道課必要人員<br>避難所班 |
|                  | 第3配備<br>(非常体制)   | 市内に震度「5強」以上の地震が発生したとき<br>(※これまで経験をしたことのない地震を感じ、市内にかなりの被害発生が予想され、地震情報等を把握できない場合においても、同様とする。)<br><br>高知県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき | 全職員を配備し、直ちに災害応急対策を行うことができる体制  | 全職員<br>・自身等の身の安全の確保を最優先とし、各勤務場所等へ参集    |

## 第2章 情報収集伝達計画

実施責任者：事務局、情報班、宿毛海上保安署

### 1. 地震に関する情報の収集

○市は、高知地方気象台または気象庁本庁より発表される次の地震に関する情報を把握し、必要な措置をとる。

#### 〈地震に関する情報〉

| 情報          | 発表基準  | 内容  |
|-------------|---|---|
| 緊急地震速報(警報)  | 震度5弱以上が予想されたとき  | 地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報。                         |
| 震度速報        | 震度3以上   | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。  |
| 震源に関する情報    | 震度3以上<br>(津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)  | 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。                     |
| 震源・震度に関する情報 | 以下のいずれかを満たした場合<br>・震度3以上<br>・津波警報または注意報発表時<br>・若干の海面変動が予想される場合<br>・緊急地震速報(警報)を発表した場合      | 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。<br>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 |
| 各地の震度に関する情報 | 震度1以上   | 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。<br>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 |
| 遠地地震に関する情報  | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等<br>・マグニチュード7.0以上<br>・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 | 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。<br>日本や国外への津波の影響についても記述して発表。                        |
| 地震回数に関する情報  | 地震が多発した場合など   | 地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。   |
| 推計震度分布図     | 震度5弱以上  | 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。  |

## 2. 津波に関する情報の収集

○市は、高知地方気象台または気象庁本庁より発表される次の津波に関する情報を把握し、必要な措置をとる。

### ア 津波予報区

| 津波予報区 | 区域  |
|-------|-----|
| 高知県   | 高知県 |

### イ 予報・情報の種類

| 種類                        | 内容  |
|---------------------------|---|
| 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ(下表ウ参照)を発表。                    |
| 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報    | 主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。                                   |
| 津波観測に関する情報                | 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。                                       |
| 沖合の津波観測に関する情報             | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。 |

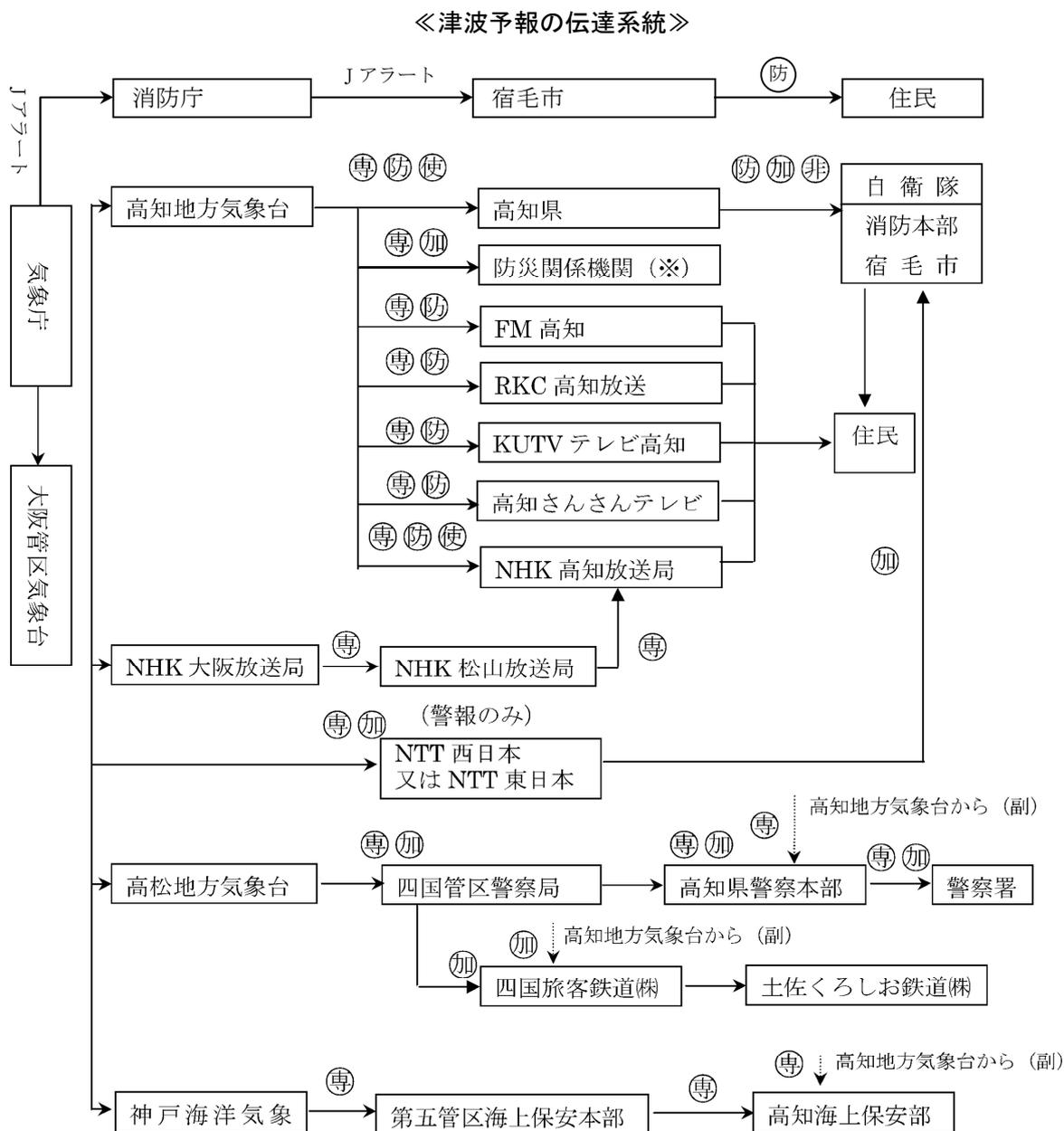
### ウ 津波警報・注意報の種類

| 種類    | 予想される津波の高さ         |            | とるべき行動  | 想定される被害   |
|-------|--------------------|------------|---|---|
|       | 数値での発表<br>(発表基準)   | 巨大地震の場合の表現 |   |   |
| 大津波警報 | 10m超<br>(10m<高さ)   | 巨大         | <ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。</li> <li>津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。</li> </ul>  <p>10mを超える津波により木造家屋が流失</p>                  |
|       | 10m<br>(5m<高さ≤10m) |            |   |   |
|       | 5m<br>(3m<高さ≤5m)   |            |   |   |
| 津波警報  | 3m<br>(1m<高さ≤3m)   | 高い         | <ul style="list-style-type: none"> <li>海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。</li> <li>津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。</li> <li>人は津波による流れに巻き込まれます。</li> </ul>  <p>豊頃町 (2003年)</p> |
| 津波注意報 | 1m<br>(20cm≤高さ≤1m) | (表記しない)    |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。</li> </ul>                                   |

### 3. 津波予報等の伝達

#### (1) 津波予報等の伝達系統

○地震・津波に関する予報・情報の通信連絡については、次の津波予報の通報系統により迅速、的確に伝達し、住民に対してその周知徹底を図るものとする。



(※) 防災関係機関：国土交通省高知河川国道事務所、中村河川国道事務所、高知港湾・空港整備事務所、四国電力(株)高知系統制御所、高知新聞、高知県無線漁業協同組合室戸漁業無線局

|   |                |   |        |   |         |   |     |
|---|----------------|---|--------|---|---------|---|-----|
| 加 | 加入電話 (F ネット含む) | 防 | 防災行政無線 | 使 | 不通時使送する | 専 | 専用線 |
| 非 | 非常無線           |   |        |   |         |   |     |

(伝達ルート上に優先使用順に記載)

## (2) 津波予報の伝達における留意事項

○津波予報の伝達においては、次の点に留意する。

- ア 市は、津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、公私の団体、観光客、釣り客やドライバー等、並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されるよう配慮する。
- イ 宿毛海上保安署は、在泊船舶に対しては船艇等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、たれ幕等により可能な限り周知に努める。
- ウ 第五管区海上保安本部は、航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により可能な限り周知に努める。
- エ 県、市、宿毛海上保安署は、情報伝達にあたっては、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。
- オ 大津波・津波警報発表時に放送されるサイレン及び音声パターンは、以下の高知県統一のものとし、大津波・津波警報を合図に手動放送を開始するまで自動放送を継続するものとする。

|       |   |
|-------|---|
| 大津波警報 | サイレン（3秒吹鳴2秒休止）×3回<br>「大津波警報、大津波警報。大至急高台へ避難せよ。大津波警報が発表されました。海岸付近の方は大至急、高台に避難してください。」 |
| 津波警報  | サイレン（5秒吹鳴6秒休止）×2回<br>「津波警報が発表されました。海岸付近の方は大至急、高台に避難してください。」                         |

- カ その他具体的な避難指示の発令やその解除の基準については、「宿毛市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に定めるものとする。

## 4. 被害情報の収集及び報告

- 市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。
- 市は、自主防災組織や消防団などの組織とも連携して、管内の概括的被害状況の把握に努め、状況を順次県に報告する。
- 市及び県は、応急対策活動に関する情報を相互に連絡するとともに、応急対策活動状況を公表する。
- 市は、区域内で震度4以上を記録した場合、被害状況の第1報を県に対して、区域内で震度5強以上を記録した場合は県及び消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

### 第3章 避難誘導及び収容計画

---

実施責任者：事務局

#### 1. 避難指示の発令

○市長、その他避難の指示等の権限を有する者は、大規模な地震の発生等により危険が急迫している場合、危険区域の居住者、残留者に対し立ち退きを指示する。

#### 〈避難指示の発令基準〉

| 区分          | 基準                     |
|-------------|------------------------|
| 沿岸部からの避難を促す | 予報区「高知県」に津波注意報が発表されたとき |
| 避難指示        | 予報区「高知県」に津波警報が発表されたとき  |
| 避難指示        | 予報区「高知県」に大津波警報が発表されたとき |

### 第4章 救出計画

---

実施責任者：情報班、住民、自主防災組織

#### 1. 救出活動における住民及び自主防災組織の役割

○地震発生直後における倒壊家屋等の生き埋め者の救出は、地域住民、自主防災組織に依拠すべき部分が極めて大きい。そのため、住民及び自主防災組織は、地震発生直後から、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

○また、市は、地震直後から地域の住民、事業所等に対し、各種広報手段を用いて倒壊家屋の生き埋め者等に対する救出活動等への協力を喚起する。

## 第5章 二次災害の防止

---

### 第1節 震災消防活動

実施責任者：事務局、情報班、消防班、住民、自主防災組織、事業所

#### 1. 出火防止措置及び初期消火

- 火災による被害を防止または軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行う。
- また、市及び消防機関は、地震発生直後から、あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

#### 2. 震災消防活動の基本方針

- 地震による火災は、同時多発するほか、土砂災害等と同時に発生する 경우가多く、消防隊の絶対数が不足するとともに、消防車などの通行障害が発生するため、すべての災害に同時に対応することは極めて困難となる。
- このため、市及び消防機関は、早期に応援要請の考慮を行い、消防活動においては、消防力の重点投入地区の選定や延焼阻止線の設定等、消防力の効率的運用を図る。

### 第2節 余震、降雨等に伴う二次災害の防止

実施責任者：事務局、土木班、建築班

#### 1. 水害・土砂災害対策

##### (1) 危険箇所の点検

- 市は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を、専門技術者により実施する。
- 災害の規模が大きく、市単独で点検を実施することが困難な場合は、県への応援要請を行う。

##### (2) 危険箇所における避難の実施等

- 市は、点検の結果、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

#### 2. 建築物災害対策（被災建築物応急危険度判定）

- 市は、被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、県が設置する「支援本部」に支援要請を行い、被災建築物の応急危険度判定を行う。
- 市は、判定結果に基づき、建物の管理者に対して立ち入り禁止等の措置をとるよう指示する。
- 応急危険度判定の結果は、次の3種類のステッカーを建物の出入口当に貼り付けて表示される。

《応急危険度判定結果の表示》

調査済(緑色)

要注意(黄色)

危険(赤色)



3. 宅地災害対策(被災宅地危険度判定)

- 市は、被災した宅地における余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、宅地判定士の協力を得て、被災宅地の危険度判定を行う。
- 市は、判定結果に基づき、土地所有者に対して立ち入り禁止等の措置をとるよう指示する。
- 宅地危険度判定の結果は、次の3種類のステッカーを見やすい場所に貼り付けて表示される。

《宅地危険度判定結果の表示》



危険宅地  
この宅地に入るとは危険です。



要注意宅地  
この宅地に入るとは十分に注意してください。



調査済宅地  
この宅地の被災程度は小さいと考えられます。

第3節 ため池施設災害応急対策

実施責任者：土木班

- ため池は、かんがい用水施設として欠くことのできないものであるが、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがある。
- 市及び関係機関は、ため池施設の被災に円滑に対応するための次の措置を講ずる。

《ため池施設の応急対策》

| 実施者  | 実施事項  |
|------|---|
| 市    | ア. 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。<br>イ. 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。<br>ウ. 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。  |
| 関係機関 | ア. 管理団体において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市に通報する。<br>イ. 地震の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。<br>ウ. 市が実施する応急対策について協力する。 |

## 第4編 災害復旧・復興対策

---

地震災害時の災害復旧・復興対策は、一般災害における復旧・復興対策の内容と同様であるため、「一般対策編」を参照

## 第5編 重点的な取り組み

---

これまでの南海トラフ地震対策の成果と課題を踏まえ、「命を守る」対策をさらに徹底させ、これまで掘り下げてきた「命をつなぐ」対策を幅広く展開し、「生活を立ち上げる」対策を推進する。

また、公助としての取り組みを全力で進めるとともに、自助、共助の取り組みの後押しも強化する。

なお、本編は、地震・津波対策において高知県の対策と歩調を合わせることを目的に、高知県地域防災計画（震災対策編）の「第5編 重点的な取り組み」を抜粋したものである。

### 【南海トラフ地震対策における4つの重点施策】

- 命を守る対策
- 命をつなぐ対策
- 生活を立ち上げる対策
- 震災に強い人・地域づくり対策

## 第1章 命を守る対策

---

地震及び津波による被害を減らすためには、揺れから命を守る対策や津波から逃げるための対策が重要であることから、建物の倒壊や家具等の転倒から身を守るための対策を進めるとともに、津波の危険性についての啓発や津波の発生を伝える情報伝達手段の整備、避難経路や津波場所の整備等、迅速に避難するための対策を進める。

さらに、南海トラフ沿いで大規模地震が発生する可能性が通常と比べて相対的に高まった際に発表される南海トラフ地震臨時情報を生かすための防災対策を進める。

### 第1節 強い揺れから身を守る対策

#### 1. 建物の倒壊から身を守る

- 市は、個人住宅の耐震診断の推進等により耐震改修、建て替えの促進を図る。
- 市は、公共建築物の耐震化について計画的に進める。
- 市は、学校における非構造部材等の耐震化の促進を図る。

#### 2. 家具等の転倒から身を守る

- 市は、個人住宅における家具の転倒防止策の普及啓発を進める。
- 市は、公共的な建築物の書棚・器具等の転倒防止を推進する。

#### 3. ブロック塀の倒壊から身を守る

- 市は、ブロック塀の倒壊防止対策を進める。

#### 4. 揺れを感じたときの行動を身につける

- 市は、身を守る行動指針を定め、普及啓発に努める。
- 市は、家庭での防災用品や非常食料の備えを推進する。
- 市は、地域の自主防災活動に必要な資機材の整備を支援する。

#### 5. 火災による被害をおさえる

- 市は、密集住宅市街地の改善を進める。

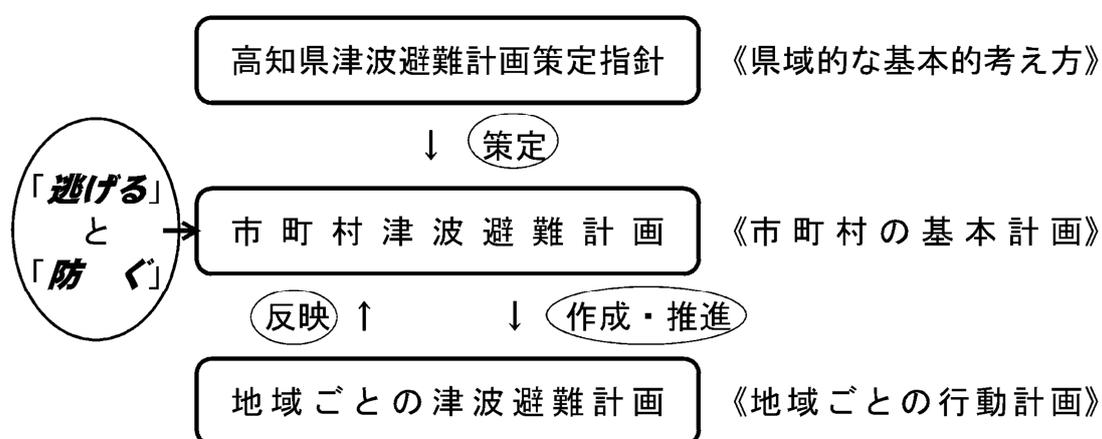
## 第2節 津波から避難する対策

南海トラフ地震発生後、早いところでは海岸線は8分で津波が到着すると予測されているため、「逃げる」ための避難対策（ソフト）を推進し、「防ぐ」対策（ハード）でこれを支援、補強する。

津波対策は、到達時間、津波の高さ、浸水予想範囲、避難対象地区など地域の特性を踏まえ、計画的に取り組む必要がある。

そのため、市や地域ごとの津波避難計画を作成し、住民と行政が協力し、地域を挙げて津波避難対策を推進する。

### 【津波避難対策の進め方】（「市町村津波避難計画策定指針」より）



### 1. 津波の危険性を知る

- 市は、河川の遡上や時間を追った浸水状況の予測など浸水予測の充実を図る。
- 市は、地域での学習会・研修会を支援する。
- 市は、過去の浸水の痕跡の明示や観光地において注意喚起を促す看板の設置など津波に対する危険性を明らかにする各種の表示を推進する。
- 市は、住民、民間及び行政が必要な津波災害に関する情報のデータベースの共有化を図る。

### 2. 津波の発生を知る

- 市は、津波発生を迅速に住民に伝達するための多様な情報伝達手段の整備を図る。
- 各施設管理者は、港湾、漁港など津波危険地域にある施設の利用者に津波発生と避難場所を伝える情報伝達手段の整備を図る。
- 市は、観光客や海水浴客など土地に不案内な方々への情報伝達手段の整備を図る。

### 3. 津波から避難をする

- 市は、緊急的な避難のため、地域住民が設定する避難路や避難場所の整備を推進する。
- 市は、時間的に避難が難しい地域での避難対策について検討する。特に、周囲に高台等がない地域では、津波避難ビル、津波避難タワー、人工的な高台、救命艇等の整備を推進する。
- 市は、地域の重要な避難路を確保するため、住宅やブロック塀の倒壊防止対策や老朽化住宅の除去を進めるとともに、道路や橋梁の安全性を高める。
- 市は、夜間の停電時も想定し、自立性の避難誘導標識や避難誘導灯、避難場所標識の整備を推進する。
- 市は、要配慮者及び支援者が安全に避難できるよう個別計画の策定を進める。
- 市は、学校、PTA、自主防災組織など地域ぐるみの避難訓練の推進を図る。

### 4. 避難の安全性を高める

- 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は可能な限り、水門・陸閘等の閉鎖を行い、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。
- また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。
  - ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
  - イ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
  - ウ 津波を防ぐための水門や陸間等の平常時における管理方法
  - エ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画
  - オ 同報無線の整備等の方針及び計画
- 市は、津波発生後安全が確認できるまで危険地域への進入を禁止するなど二次災害の防止を図る。
- 市は、優先度評価を行い、防災施設の改修、整備を計画的に進める。

### **第3節 南海トラフ地震臨時情報への対応**

- 市は、津波避難計画の見直しを行うものとする。
- 企業は、対策計画の見直しを行うものとする。

## 第2章 命をつなぐ対策

地震直後の強い揺れや津波から助かった命をつなぐ迅速な応急活動や医療救護活動をおこなうため、防災拠点や災害時の医療救護活動体制の整備を進めるとともに、避難生活が円滑に行えるよう体制づくりを進める。

### 第1節 応急対策活動体制等の整備

- 市及び防災関係機関は、地震発生時の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練や応急対策の力を高めるための図上訓練を実施する。
- また、地震発生後の医療救護活動が負傷者に近い場所で迅速かつ適切に実施できるよう訓練を実施するとともに、医薬品や医療用資機材等の備蓄、緊急輸送体制や医療救護活動に関する情報の収集伝達体制の整備等、医療救護体制の整備を進める。
- 緊急輸送道路及び海上輸送機能を確保するための対策を進める。
- ライフラインの早期復旧体制を構築する。
- 燃料確保対策を推進する。

### 第2節 応急避難体制等の整備

- 大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、発生時の具体的な避難及び受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

### 第3節 避難所等の整備

- 公共施設及び公用施設の高台移転や指定避難所の耐震化を推進する。
- 非常用発電機等の必要な物資や資機材の備蓄等を進める。
- 避難所運営マニュアルの習熟を図るとともに、訓練等を通じてマニュアルの見直しを推進する。
- 福祉避難所の指定を促進するとともに、一般の避難所における要配慮者対応の充実を図る。
- 避難者の健康状態や避難所の衛星環境を良好に保つため、必要な資機材等の整備を図る。
- また、被災者等の心のケアを行うための体制の整備を進める。

### 第3章 生活を立ち上げる対策

---

地震・津波の被害を少しでも軽減できるようにハードとソフトを織り交ぜながら対策を講じるとともに、併せて、被災後、速やかに市民の生活を再建するため、早期の復旧・復興に向けた事前の対策にも取り組んでいく。

#### 第1節 まちづくり

- 市は、早期の復旧・復興のため、地籍調査事業を推進する。
- 市は、復興まちづくり指針を策定するよう努める。
- 市は、災害復興住宅、応急仮設住宅の供給体制を構築する。

#### 第2節 暮らしの再建

- 市は、早期の復旧・復興のため、災害廃棄物処理体制を構築する。
- 市は、農業、商工業、観光業等の産業の復旧・復興のため、関係機関と連携し BCP の策定を推進する。
- 市は、関係機関と連携し社会福祉施設の BCP 策定を支援する。

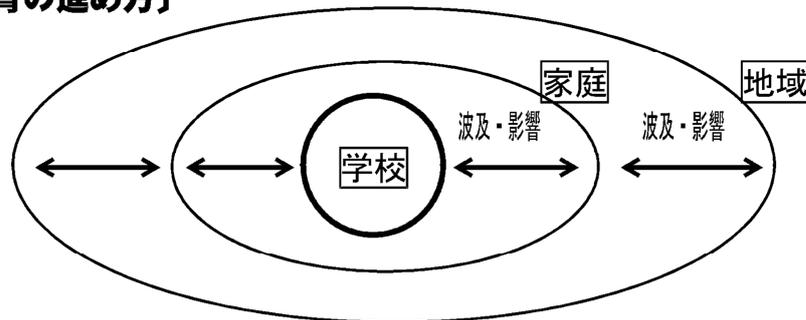
## 第4章 震災に強い人・地域づくり対策

これから社会の中心となる若い世代を中心とし、地震・津波に対する正しい知識と行動力を身につけるための防災教育を推進する。

こうした学校現場での取り組みを家庭や地域に広げたり、地域コミュニティにおける多様な主体の中で防災教育を進めることにより、市全体の防災力の向上を図る。

また、公共施設は、平常時から「防災」の視点を盛り込んだ整備を図るものとする。

### 〔防災教育の進め方〕



#### 1. 学校・地域での防災教育

- 市は、発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究・開発を推進する。
- 市は、学校、家庭、地域が一体となった防災への取組みを推進する。
- 市は、教職員の防災研修を推進する。

#### 2. 一般住民への防災教育

- 市は、南海トラフ地震に備える市民の自助を支援するため次の情報提供を行い、市民自身による地震防災対策を促進する。
  - ア 市民への南海トラフ地震に備える小冊子の配布
  - イ 南海トラフ地震ホームページの作成
  - ウ 南海トラフ地震情報コーナーの設置

#### 3. 防災のエキスパートの養成

- 市は、防災関係機関の職員の地震・津波に関する正しい知識と行動の修得に努める。
- 市は、自主防災活動を担う人材の育成を図る。
- 市は、自主防災組織の育成や資機材整備の支援を推進する。
- 市は、日ごろから防災活動を実施する NPO やボランティアへの支援を行う。

#### **4. 防災の視点に立った公共施設の整備**

- 市は、地震防災緊急事業五箇年計画（第2編第2章第1節を参照）に基づき各種の施設整備を進める。
- 市は、防災の視点を盛り込んだ公共施設の整備を図る。
- 市は、津波浸水想定区域内に立地する公共施設の高台移転や、老朽化施設の耐震化を推進する。

#### **5. 技術的・財政的支援**

- 市は、国又は県に対して地方の実施する地震防災対策について、技術的・財政的な支援を要請する。
- 市は、国又は県に対し、地震等の観測・予知体制の強化を要請する。